

1. 議事日程（令和2年第3回北広島町議会定例会）

令和2年9月17日  
午前10時開議  
於 議 場

日 程 第 1 一般質問

一般質問

《参考》

|         |  |
|---------|--|
| 湊 俊 文   | 変化に対応した農業  |
| 敷 本 弘 美 | コロナ禍でも安心して生活できる環境づくりを                            |
| 美 濃 孝 二 | ①今田川を計画的に改修し地域に安全・安心を<br>②PCR検査の戦略的拡大で命と健康、営業を守れ |
| 伊 藤 淳   | 今後の職員のキャリア形成と人員配置のバランス                           |
| 亀 岡 純 一 | ①町が目指す教育行政は<br>②ラジオ放送受信障害解消への取り組み                |

2. 出席議員は次のとおりである。

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 湊 俊 文    | 2 番 美 濃 孝 二  | 3 番 真 倉 和 之  |
| 5 番 敷 本 弘 美  | 6 番 森 脇 誠 悟  | 8 番 山 形 しのぶ  |
| 9 番 亀 岡 純 一  | 10 番 梅 尾 泰 文 | 12 番 服 部 泰 征 |
| 13 番 伊 藤 淳   | 14 番 中 田 節 雄 | 15 番 大 林 正 行 |
| 16 番 濱 田 芳 晴 |              |              |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |                   |                |
|----------------|-------------------|----------------|
| 町 長 箕 野 博 司    | 副 町 長 中 原 健       | 教 育 長 池 田 庄 策  |
| 芸北支所長 清 見 宣 正  | 大朝支所長 竹 下 秀 樹     | 豊平支所長 細 川 敏 樹  |
| 危機管理課長 野 上 正 宏 | 総務課長 畑 田 正 法      | 財政政策課長 植 田 優 香 |
| 管財課長 高 下 雅 史   | まちづくり推進課長 沼 田 真 路 | 税務課長 矢 部 芳 彦   |
| 町民課長 楨 原 ナギサ   | 福祉課長 芥 川 智 成      | 保健課長 迫 井 一 深   |
| 農林課長 宮 地 弥 樹   | 商工観光課長 中 川 克 也    | 建設課長 川 手 秀 則   |
| 上下水道課長 砂 田 寿 紀 | 消 防 長 日 田 靖 成     | 学校教育課長 植 田 伸 二 |
| 生涯学習課長 西 村 豊   | 会計管理者 畑 田 朱 美     |                |

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 坂本 伸次                      議会事務局 小川 友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分      開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） おはようございます。クールビズの取組により、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（濱田芳晴） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。質問時間は30分です。質問者及び答弁者は、マイクを正面に向けて、簡潔に行ってください。1番、湊議員の発言を許します。

○1番（湊俊文） 1番、湊俊文です。先に通告しております、変化に対応した農業について、ご質問をいたします。その前に、国政において変化が生じております。衆議院広島第3選挙区内の近隣の市町では、昨年の夏の参議院選挙の買収事件による出直し選挙で、行政、議会にも変化を求められております。そういう現象が選挙結果において表れております。私も、分断から協調へ、そして連携へといった変化を望んでおります。さて、私たちの生活でも新型コロナウイルスという、未だ知見不能なウイルス感染症により、北広島町でも変化を伴った新しい生活様式が求められております。今後数年間は、こうした変化に対する備えが必要になると考えます。この変化に即した対応として、適応力、デジタル化、耐久力の3つを取り込んだ町行政が求められると考えております。ウィズコロナ、アフターコロナで食生活や食文化の変化、そして期待される持続可能な農業がこの変化に適応して、どのような形になって表れてくるのか。今回のコロナ禍での消費文化は生活インフラが整っている中で、人の移動が制限され、自宅での巣籠もり消費となり、消費動向が大きく変化しております。近くのコンビニ、ドラッグストア、宅配便、ネット通販も消費生活の選択肢の一つとなりました。この変化の傾向は続くと思われまます。このコロナ禍で、北広島町では牛乳など学校給食に直結するような酪農、畜産農家への影響に対して、町独自の経営継続支援策を講じておられます。しかし反面、バター、チーズ、ヨーグルトなどの乳製品のマーケットは、まだ品薄のようであります。また、食品店で利用されていた農産物に関しては、飲食店の需要は減少しましたが、その分、家庭用での需要が増加しているようであります。新型コロナウイルス感染症で食生活や食文化の変化が、北広島町の農産物における生産、流通販売、消費の各マーケットにどのような影響があったのか、頭

著な変化があれば、生じておれば、具体的な実態と動向についてお伺いいたします。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 北広島町の農産物事情等についてでございますけども、畜産につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による消費者の外出を控える行動でありますとか、五輪延期に伴いまして、インバウンドの減によります外食産業の減、そういったことによりまして、枝肉価格は下落いたしました、それに伴い、肉用牛子牛の価格も下落している状況でございます。米につきましては、家庭用の食用米は品薄になった時期もありましたけども、やはり外食産業での消費の減によりまして、令和2年度の米価の価格につきましては、前年度に比べまして下落の傾向でございます。年度末から年度初めの諸行事に使用されます花きにつきましては、需要が大きく落ち込んだような状況でございます。その他品目を含めました全体的にやはり業務用需要の大幅な減によります影響が少なからず、どの品目につきましても出ている状況だというふうに考えております。以上です。

○議長（濱田芳晴） 湊議員。

○1番（湊俊文） 北広島町産米ということで、減少が、下落傾向にあるということでございますが、できるだけ早めに回復してほしいものでございます。今回のコロナ禍で、株式化の農業法人、農業法人は外出自粛等通勤の自粛、こういうようなもので影響し、成育や収穫に影響が出ているようでございます。また、働き手で雇用が不安定な中、観光業の方が農業の働き手として活動されているニュースを目にいたしました。今回のコロナ禍で、このような変化に伴い、北広島町において、異業種の方が農業に働く場を求めているという、もし事例がありましたら、お伺いをいたします。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 具体的な調査は行っておりませんが、新型コロナウイルスの影響によりまして、様々な業種の方が農業に働く場を求められまして、就かれています実態は、全国的にはあるというふうに承知しております。これらの方々は、コロナ禍による本業での収入が得られなくなったことなどの理由によりまして、収入源としまして、農業に就かれていますという方が大半であるというふうに考えております。

○議長（濱田芳晴） 湊議員。

○1番（湊俊文） 北広島町でもお聞きしますところに、観光業の方が農業に働く場を求めておられるというのも一応お聞きはいたしました。そういう異業種の方が農業に働く場を求めているという、そういう事情を鑑みたときに、なかなかこのコロナ禍というのは厄介なものであるなというふうに感じております。このコロナ禍に対して北広島町では、耐久力のある持続可能な農業を維持、継続するために、供給する立場の生産者農家に対しては、町独自のきたひろ農林水産業者応援事業で支援を講じておられます。ただ、目を芸北地域に向けますと、芸北地域の農家の方は、冬場の収入をスキー場で働き、生活を支えておられる方がおられます。しかし、2年続きの暖冬に追い打ちをかけられ、今回のコロナ禍で、収入源となっております農業と観光業のダブルパンチの痛手を被っておられる芸北地域の農家に対して、何らかの支援を講ずる考えはないか、伺います。また、ウィズコロナ、アフターコロナにおいて、今後の北広島町の農業方針及び施策に対する変化が生じてくるかどうか、併せてお伺いをいたします。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） まず、1つ目の質問の芸北地域の冬場の支援ということでございますけ

ども、冬場の農業者の雇用の場としまして、スキー場の存在は大きなものがありますけども、近年の暖冬続きによりますスキー場の雇用等は、大変厳しいことは承知しております。農業者の減収に対しましては、きたひろ農林水産事業者応援給付金、北広島町畜産農業経営継続支援給付金によりまして、農業者への支援を行ってきたところでございます。2つ目の、質問の今後の北広島町の農業方針及び施策に変化が生じるのかどうかということでございますけども、新型コロナウイルスによります今後の社会環境の見通しが立たない中、農産物におきましても、消費動向や価格動向も極めて不透明な状況でございます。このような中、基本的には北広島町長期総合計画及び農業振興計画に掲げております農用地の保全と集積、多様な担い手の育成と確保、農畜産物のブランド化等の推進、環境に配慮した農業形態の実現、交流と共生の推進、農業を支える基盤づくりの方針・施策を進めていく中で、新しい生活様式でありますとか、働き方が求められておりますコロナ禍のニーズに合いました農産物や高付加価値の農産物の生産を推進しながら、農業所得の向上、維持に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（濱田芳晴） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） スキー場などの観光業に対する痛手に対しての町の支援ということで、商工観光課のほうからお答えをさせていただきます。観光業に対しましては、新型コロナウイルス感染症に対する支援策といたしまして、きたひろ事業者応援給付金事業によりまして、観光業を含めた町内事業者への支援を行いました。また、新たに体験施設利用支援事業を創設いたしまして、スキー場などの体験型施設の利用者に対し、施設利用料を半額助成する事業を開始しております。この支援事業をスキー場などでご活用いただきまして、集客増を促し、消費の拡大を図っていただければと思っております。そのほか、それぞれのスキー場では、クラウドファンディングなどをご活用されまして、イベントを計画されたり、実施されたりしております。本町といたしましても、協力、支援を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（濱田芳晴） 湊議員。

○1番（湊俊文） この新型コロナでございます。ウィズコロナ、アフターコロナ、これを見据えていると農業、観光面でいろんな施策を打っていただければというふうに思うわけでございます。北広島町には、新規就農総合対策事業がございます。ウィズコロナ、アフターコロナにおける持続可能な農業の変化に、農業労働力確保のためには、日本人の農業担い手人材育成と併せて、高齢者に寄り添って農作業を手伝うという意味で、農業に特化した外国人労働者のマッチング受け入れを考えてはいかがでございましょうか。国は、今年4月20日に技能実習生や特定技能の在留資格を持つ外国人の再就職支援として、分野を越えて転職できる特定活動、これは就労も可なんですけど、最大1年間滞在も可能ということでございます。この申請も始まり、外国人労働者の農業分野での活躍も期待されております。このような変化に他県、他地区では、外国人労働者の農業分野受け入れの仲介役をJAが担っているニュースを見ております。北広島町は、外国人労働者の農業分野受け入れについて、どのように考えているか、農閑期には、関連業務として、一旦雪が積もれば、冬場の除雪や労働力が必要なスキー場の作業等に従事することも可能と考えますが、いかがでしょうか。お伺いをします。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） まず、1つ目の質問の農業に特化した外国人労働者のマッチングの件で

ございますけれども、外国人労働者を受け入れる場合、農業者自らが行います直接雇用形態と、派遣元の労働者派遣事業者と派遣先である農業者とを派遣契約によって結び付けます派遣形態がございます。農業分野での派遣事業者の要件といたしましては、農業または農業者関連業務を行っている事業者、または地方公共団体が資本金の過半数を出資している事業者という要件が定められているため、行政自体が派遣業者として事業を行うことはできないというふうになっております。ただ、農業者からの問合せがあった場合については、現在も関係機関等との連絡等を行っている状況でございます。全国におかれましては、外国人労働者の確保について、議員ご指摘のように、JAが仲介を行っているところもあるような状況でございます。それから2つ目の質問、北広島町は、外国人労働者の農業分野への受け入れをどのように考えているかについてでございますけれども、本町においても、農業従事者の高齢化でありますとか、後継者不足によりまして、今後、農業従事者を補完いたします外国人労働者については、重要になってくるというふうに考えております。受け入れに当たりましては、技能実習制度、特定技能外国人制度等の制度に基づきまして行っていく必要がありますので、受け入れ体制等につきましては、今後研究をしていきたいというふうに考えております。それから、農閑期におけますスキー場等の従事のことでございますけれども、技能実習制度におかれましては、農作業の実習のみが対象でございますけれども、新たに制定されました特定技能制度におきましては、農業者が通常従事しております関連業務、例えば農畜産物の製造、加工、運搬、販売等の作業、冬場の除雪作業等にも付随的に従事する場合は可能というふうになっております。ただし、農場内等で付随的な従事が条件となっておりますので、農業分野で資格をとられた場合につきましては、異業種でありますスキー場及び建設業者での除雪作業等に従事することはできないというふうになっております。以上でございます。

○議長（濱田芳晴） 湊議員。

○1番（湊俊文） 農業分野での雇用、外国人労働者の特定技能について、制度については、今ご説明をいただきました。確かに農業以外の建設業、そういうところに対して冬場従事するということには、いささか無理があるんだなというふうに認識をいたしました。先ほど言いましたように、制度は今説明いただきましたので、あれですが、もし北広島町の農家で受け入れを、外国人労働者を受け入れたいというのがございましたら、先ほどの制度に基づいて、受け入れ側として、農家側として、どのような心構えや手続が必要であるかということをお知らせいただければと思います。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 先ほども言いましたように、農業従事者の高齢化でありますとか、後継者不足によりまして、それを補完する外国人労働者の雇用につきましては、これからの本町の農業施策を考える上で、極めて重大な案件であるというふうに考えております。本町におきましても、既に外国人労働者を雇用しておられる担い手農家さんもおられます。また、コロナ禍の関係で、予定していた外国人労働者が入国できず、営農計画を変更せざるを得ない農業者もおられる状況でございます。外国人労働者につきましては、研修・技能実習制度の目的に反しまして、単に労働力としての役割を期待する傾向も全国的には見られますし、受け入れ側としましては、入管法、労働基準法などの関係法令を遵守する必要があります。国においては、先ほど言いましたように、人手不足に対応する分野につきまして、一定の専門性、技能性を有した即戦力となります外国人材を受け入れる特定技能の創設など実施されておりますけれども、それ

それ制度には、それぞれの法的な根拠がありますので、そういった法を守っていかなければいけないというのが大きなところでございます。今後は、こういった制度の活用も検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（濱田芳晴） 湊議員。

○1番（湊俊文） そうですね、なかなか入管法とか労基法とか、いろんな法的な問題があると思います。そういう今後、受け入れ側のほうとして、農家が手を挙げていただければ、細かく親切に指導していただければと、指導というか説明をしていただければというふうに思います。ウィズコロナ、アフターコロナの時代も変化に即応した対応で適応力、デジタル化、耐久力、そして多様性で乗り切っていってほしい。いわゆる日本の農業でございしますが、日本の農業は、やはり農業従事者の高齢化や後継者不足によって、労働力不足が課題になっております。そこに、担い手不足解消のために、先ほどから申しております外国人労働者の受け入れで、高齢者の農家の手助けとして、そして最近、国が導入に力を入れておりますデジタル化のスマート農業、このスマート農業があれば、人の労働力を減らすことができ、ただ単純に労働力を削減できるというのではなく、新規就農者の増加や栽培技術の継承につながるのではないかと、スマート農業も期待をされておるところでございします。ご存じと思いますが、スマート農業とは、ロボットやAI、IoTなどの技術を用いることで生産効率の向上や省力化を実現できる持続可能な新しい農業の形であります。北広島町としても、このスマート農業を積極的に推進する考えはあるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 昨年度、水稻の担い手の経営規模拡大を支援するための水田農業経営体育成支援事業の中に、いわゆるドローン購入に対する補助制度を設けたところでございします。また、本年度におきましては、担い手ネットワーク協議会の主催によりまして、ラジコン草刈り機の実演、実証の研修会も行っておる状況でございします。農業従事者の高齢化によります農作業の軽減や労働力不足を補完いたしまして、持続可能な農業を推進していくためには、スマート農業は有効な手段と考えておりますので、今後とも推進を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（濱田芳晴） 湊議員。

○1番（湊俊文） ドローンとかラジコン草刈り機については、確かに私もお見受けしたことがございします。そういったロボットとかIoT、そういうものを駆使してスマート農業に推進をしていただければと思います。北広島町の農業も新しい形で変化に対応した適応力、デジタル化、耐久力でもって、持続可能なスマート農業を目指していただきたいというふうに思いまして、私の質問を終わります。

○議長（濱田芳晴） これで、湊議員の質問を終わります。次に、5番、敷本議員。

○5番（敷本弘美） 5番、敷本弘美でございします。先に提出しました通告書に沿って質問をいたします。世界保健機構、WHOが新型コロナウイルス感染症のパンデミック、世界的大流行を3月11日に表明してから約6か月、感染の危険性は、今もまだ続いており、終息の見通しは不透明です。しかし、ワクチンの開発も急ピッチで進んでおり、過度な自粛ムードから3密に日々気を付けながらの買物、人との交流、日常生活のやりとりを通じて、新型コロナウイルスと共存することを当たり前にしていく環境をつくろうと、すべての人が何らかの困難を強いられながら、ウィズコロナ社会への対応を実践しています。そのような中、コロナ禍以前から困

難な状況である方々というのは忘れがちになります。こうした一番弱い方々を直撃しているのも事実です。今、目を向けるべきは、こうした方々の不安を受け止め、町としてできることは何か、できる時期が来たら考えるのではなく、大変なときだからこそ、町長を先頭に関係部署が一つになり、コロナ禍においても希望を持ち、誰一人取り残さない、皆が安心して生活できる環境づくりに心を砕いていただくことを申し上げ、質問に入らせていただきます。コロナ感染拡大の中で、多くの妊産婦の方は、精神的な不安や経済的負担を抱えながらの出産となります。少子化の本町だからこそ、妊産婦の方々が安心して出産し、少しでも支えていけることを切に願い、以下3点お伺いをいたします。初めの質問です。国は6月に設立した2020年度第2次補正予算で、安心して出産を迎えてもらうため、新型コロナウイルス感染に不安を抱える妊婦へのPCR検査を受けてもらう事業の財源を確保いたしました。中国地方では広島県、山口県、岡山県の3県、これは8月15日時点と伺っております。この事業は、無症状でも感染の不安を抱える妊婦が望めば、出産の2週間前に検査を受けることができます。そこで、お伺いをいたします。妊婦のPCR検査体制と周知の方法、また、検査を受けるメリットとデメリット、そして陽性と判断された場合の対応をお伺いいたします。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） まず1点目の検査体制でございますが、新型コロナウイルス感染に不安を抱える妊婦さんで、希望される方におかれましては、国が費用を負担して、新型コロナウイルスのPCR検査を受ける事業を実施するというところでございますが、広島県がただいま体制を整えているという状況と伺っております。2点目の周知方法でございます。県の体制が整い次第、検査体制や実施方法等を妊婦さんへお知らせする予定としております。次に、メリット・デメリットでございます。陰性と判定されれば、妊婦さんの不安が解消されるものと思いますが、感染していないのに陽性が出る場合がございます。PCR検査を希望する妊婦さんに対しましては、検査を実施する際に、事前に丁寧に説明を行うことが重要であると考えております。4点目の陽性と判断された場合の対応でございますが、広島県が整備しました対応の流れに沿い、入院、医療機関の調整、分娩及び分娩後の対応等をとることになります。

○議長（濱田芳晴） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） ただいま県が体制を整えているということです。整い次第、全妊婦さんに周知をお願いをしたいと思っております。また、メリット・デメリットですが、これもしっかり妊婦さんに説明を行ってくださるということです。安心していたしました。次に、PCR検査後の陽性、疑陽性が出た場合は当然医師の判断に従うことになります。ただ、妊婦さんは、出産前には大きな不安があります。その上、例えばコロナの陽性となれば、周りの支え、また、心のケアが必要になるかと思っておりますが、その対応は、町としてお考えでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 陽性と判定されました妊婦さん、入院中の支援はなかなか難しいと思っておりますが、退院後におきましては、助産師、保健師等による継続的な健康支援、あるいは育児支援などのケアについて、町のほうで行ってまいりたいと考えております。

○議長（濱田芳晴） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 様々考えてくださっておりますので、重ねて支援のほうお願いを申し上げたいと思っております。続きまして、秋から冬にかけて季節性インフルエンザとの同時流行が懸念をさ

れており、しっかりと備えていく必要があります。厚生労働省は、インフルエンザワクチンを原則として、高齢者や医療従事者、また子どもなどから優先的に接種する方針を決めています。さらには基礎疾患のある方、妊婦、小学校低学年までの子どもに対象を拡大すると発表されました。本町のインフルエンザワクチン接種について、まず、接種の開始時期ですが、いつから開始をされるのか。続きまして、ワクチン接種に当たり優先順位はあるのか。また、インフルエンザ予防接種に対する補助の拡充はあるのでしょうか、以上、3点お伺いをいたします。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） インフルエンザワクチン接種についてでございます。まず、接種の開始時期でございますが、10月初旬を予定しております。2点目の優先順位でございます。優先順位につきましては、国の方針に従い、予防接種法の定期接種対象者の65歳以上の方に加えまして、医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児から小学校低学年までの方を対象に、希望される方に接種の機会が行き届きますよう、呼びかけを行っていきたくて考えております。補助の拡充でございますが、現在のところ、町独自の補助の拡充は予定しておりません。

○議長（濱田芳晴） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 1点目の開始時期は10月の初旬から開始ということで、ワクチン接種の優先順位は、国の方針に従って行う。ここに妊婦も入るということを確認をいたしました。3点目の町独自のインフルエンザの補助拡充の件は、現在行っているものということで、現在考えはないということをお伺いをいたしました。このワクチン接種に当たり、この優先順位なんですが、中学3年生や高校3年生の受験生は、この優先順位、配慮が必要かと思うんですが、優先順位の中には入っていないのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 優先順位でございますが、国の方針について、先ほど対象者について答弁させていただきましたが、そのことにつきましても強制力、法的根拠がございませんので、今のところ受験生につきましては考えておりません。

○議長（濱田芳晴） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 今のところ考えていらっしゃらないということなんですが、もし希望があれば、配慮等をお願いをしたいと思います。次の3点目のインフルエンザ予防接種補助の拡充ですが、課長も昨日、中国新聞に目を通されたのではないかと思います。今のところ考えはないということなんですが、昨日の中国新聞に、新型コロナ同時流行に備え、インフル接種広がる補助と、大きな見出しが目に飛び込んできました。この記事には、広島県23市町のインフルエンザ補助状況が一覧にしてあり、少し読ませていただきますと、三原市など4市町は65歳以上の高齢者たちの定期接種で自己負担をゼロにする。次に、9市町は子どもと妊婦への助成を手厚くする。最後に、子どもや妊婦向けに助成する方針を示すのは、広島県全23市町のうち16市町に上るという記事がございました。補助額は異なりますが、北広島町は、65歳以上、自己負担額が1000円で、また、子どもは6か月から小学6年生まで、自己負担額を1回1000円とされております。これ平成28年の10月1日からとお聞きをしております。先の6月議会におきまして、インフルエンザ補助について、質問をさせていただきました。今後、秋から冬にかけ、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、ワクチン接種費用の補助を拡大する動きが広がっていますが、本町においても受験を控えている中学3年生、

また高校3年生、そして妊婦さんに、安心して受験、出産を迎えていただくためにも助成をしていくお考えはないでしょうか、再度お伺いをいたします。

- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 先ほどと同様の答弁になりますが、今現在、町独自の補助の拡充は予定しておりません。
- 議長（濱田芳晴） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 先ほどと同じ答弁で、現在は考えていらっしゃらないということです。受験生や妊婦へのインフルエンザ予防接種助成を強く望み、次の質問をいたします。同じく6月定例議会で、国の特別定額給付金10万円の支給対象外だった4月27日以降に生まれた新生児、コロナ禍において出産をする妊婦に対し、経済的に応援をする町独自の支援はないのでしょうかという質問に対しまして、時期が来たら考えるとのことご答弁をいただきました。この度、再度質問の通告書を出しましたが、令和2年4月28日から令和3年4月1日に生まれ、かつ北広島町に住民登録された子どもに、きたひろ新生児応援特別給付金が支給されることになりましたので、通告書の内容は割愛させていただき、詳細のご説明をお願いいたします。
- 議長（濱田芳晴） 福祉課長。
- 福祉課長（芥川智成） この9月の補正で計上しております新型コロナウイルス感染症に関わる妊産婦への経済支援策として、国の特別定額給付金の対象となった令和2年4月2日から令和2年4月27日生まれのお子様と同一学年となる令和2年4月28日から令和3年4月1日生まれの新生児に対して、お1人につき5万円のきたひろ新生児応援特別給付金を支給することとしております。
- 議長（濱田芳晴） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） この支給の申請開始は、いつからされ、また、申請書はどちらにお持ちしたらよろしいのでしょうか。
- 議長（濱田芳晴） 福祉課長。
- 福祉課長（芥川智成） 申請の開始日ですけれども、この10月1日から、申請先は、役場福祉課、あと各支所の住民係、また、このコロナ禍がありますので、郵送の申請も可としております。
- 議長（濱田芳晴） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 確認ができました。しっかり皆さんに届くようお願いをしたいと思います。コロナ禍の心身及び経済的に不安を抱え、出産する妊産婦の方々が町の応援をどれほど喜ばれ、また、力強く思われていらっしゃることでしょう。本当にうれしく思います。新生児応援特別給付金事業への町長のご所見をお聞かせください。
- 議長（濱田芳晴） 町長。
- 町長（箕野博司） 内容につきましては、今担当のほうから説明をさせていただきましたが、このきたひろ新生児応援特別給付金につきましては、国の特別定額給付金の対象外となった子どもを対象に、長期化するコロナ禍で不安を抱えながら毎日を過ごされている妊産婦の家庭を応援する意味を込めて、子ども1人につき5万円ではありますが、支援させていただくため、このたびの9月補正に計上しているところであります。定額給付金と同様に10万円ということにはなりません、妊産婦の家庭を経済的に支援することで、少しでも不安の緩和につながればと考えているところであります。
- 議長（濱田芳晴） 敷本議員。

- 5番（敷本弘美） 妊産婦の方々に少しでも経済的な負担がないよう、寄り添う応援をしていきたいとの町の思いが伝わってまいりました。次に、この度の新型コロナウイルスで、私たちはウイルスの恐ろしさというものを思い知らされました。新型コロナウイルスの感染拡大ががん対策にも影響を及ぼしており、検診や手術の中止、延期が相次ぎ、早期発見や治療の遅れも懸念をされています。来月10月はがん予防推進月間です。特に女性特有のがんである子宮頸がんは、12人に1人がかかり、乳がんは、女性がかかるがんの2割を占めています。コロナ禍での女性の健康支援について、以下お伺いをいたします。本町の子宮頸がんワクチン接種について、対象人数と検診率向上につながる取組についてお伺いをいたします。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 子宮頸がんワクチンは、予防接種法に基づく定期接種のワクチンとなります。対象者は、小学校6年生から高校1年生に相当する年齢の女子でございます。子宮頸がんワクチン接種対象人数は令和2年8月末現在で391人となります。子宮頸がん検診受診率向上の取組につきましては、3月に、各世帯に検診の申込み用紙と封筒を添付したパンフレットを送付しております。また、5月にはきたひろネット放送に出演し、がん検診の受診勧奨、6月、9月には受診勧奨はがきを送付しております。
- 議長（濱田芳晴） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） ただいま対象人数が391人とおっしゃいました。この中で、実際に子宮頸がんワクチンを打たれた方というのは何名いらっしゃるのでしょうか。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 令和2年度につきましてはゼロ人、いらっしゃいません。
- 議長（濱田芳晴） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 令和2年に関しては、今のところゼロ人ということです。この検診率が非常によくないという、この理由が分かればお伺いをいたします。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） がん検診の受診率でございます。がん検診の受診率につきましては、広島県全体でも受診率が低くなっているということございまして、県のほうも、がん検診受診率向上のほうに取り組まれております。町としても同様に取り組んでおるわけでございますが、具体的な理由につきましては、ちょっと把握しておりません。
- 議長（濱田芳晴） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 広島県でも、恐らく全国でも、子宮頸がん受診率は低いというのは伺っております。厚生労働省の資料には、接種後に生じた症状として報告があった数というのは、回復した症状も含めて、1万人当たり9人の方が副反応を起こされていると伺っております。これは平成22年11月から令和元年の8月までのデータとなっております。子宮頸がんは、HPV、ヒトパピローマウイルスの感染が原因とされています。このウイルスは、女性の多くが一生に一度は感染すると言われるウイルスですが、感染してもほとんどの人が自然に消えると言われています。しかし、一部の人ががんになってしまうことがあります。2015年、国立がん研究センター全国推計値に基づく累積罹患リスク、また、2017年累積死亡リスクによると、毎年1.1万人の女性が子宮頸がんになり、約2800人の女性が亡くなっています。患者は20代から増え始め、40代でピークを迎え、また、30代までにがんの治療で子宮を失ってしまう人も毎年約1200人いるとされています。オーストラリアなどでは女の子の約8

割がワクチンを受けております。感染を防ぐことががんにならないための手段と考えたとき、国の全額補助で小学6年生から高校1年生の女の子がワクチン接種することができるということ、そして、円滑な接種を受けるためにも正確かつ新しい情報が周知されているのか、お伺いをいたします。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 今議員おっしゃられた周知につきましては行っておりません。

○議長（濱田芳晴） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 周知については、行っていないということです。今後、正確な情報の周知をお願いをしたいと思います。先日、大学医学部附属病院教授の記事を新聞で拝見をいたしました。そこには、コロナ禍におけるがん対策、がん治療と題し、コロナウイルスの感染拡大ががん対策にも影響を及ぼしている。検診や手術の休止、延期が相次ぎ、早期発見や治療の遅れも懸念をされるとありました。また、日本対がん協会は、今年度の健康診断受診者が3から4割減るのは避けられないと見ており、受診機会を逃せば、がんの早期発見が遅れ、その後の治療や生活にも影響が出る。協会が実施するがん検診では、毎年1万3000人のがんを発見しており、受診者が3割減れば約4000人のがん発見が遅れる計算になるとありました。特に乳がんは、自己検診で見つけることもできるがんであり、早期発見できれば、9割が治るとされているがんでもあります。そこで、乳がんの早期発見に有効的な一つに、自己検診グローブがあります。このグローブは、特殊な素材でできており、素手による触診よりも感度が高まるため、異常を見つけやすいとされています。乳がんの罹患率が高くなる45歳になる町民、または乳がん検診の対象となる年に自己検診グローブを配布することにより、乳がんの早期発見につなげることができると考えます。コロナ禍におけるがん対策の一つとして、とても有効ではないかと考えますが、担当課の考えをお聞かせください。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 現在、厚生労働省が推奨している乳がん検診は、40歳以上の女性を対象に、マンモグラフィーによる定期的な検診を原則としております。併せて、日頃から自己検診をすることも乳がんを早期発見する機会となります。自己検診グローブを使用する自己検診の方法もその一つの方法と考えますが、現在のところ、自己検診グローブの配布につきましては考えておりません。

○議長（濱田芳晴） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 40歳以上、北広島町としてマンモの検査を現在されていらっしゃるということです。国立がん研究センターがこの2020年9月4日に更新をしました乳がん罹患数というのは9万2300人、死亡者数は1万5500人、このデータは、1年から3年遅れて公表のため、あくまでも予測人数となりますが、女性がかかるがんの罹患数が多い1位に乳房が上げられています。これは日本人女性の9人に1人の割合で乳がんになることとなります。自己検診で早期発見ができるということは、コロナ禍においても安心して生活ができることにつながります。早期発見のための自己検診グローブ配布の考えを再度お伺いをいたします。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 自己検診グローブでございます。自己検診グローブを使用することも有効とは考えますが、配布につきましては、現在のところ考えておりません。

○議長（濱田芳晴） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 現在考えていらっしゃるということです。今後、しっかりまた、誠意をもって検討していただければと思います。最後の質問をいたします。先の2つの女性特有のがんを含め、コロナ禍以前から病気と向き合い、現在も治療、検査を受けながら社会生活をされておられる方々は多数いらっしゃいます。昨年12月議会質問で、がん患者の心の痛みに寄り添うアピアランスケアの重要性を質問させていただきました。アピアランスとは、英語で外見を意味します。手術や抗がん剤、放射線などにより、傷痕が残ったり、皮膚や爪の変色、脱毛といった外見の変化を生じることがあり、がん患者にとって治療前とは違う自分の姿は、人に会う上で大きな障害になります。こうしたがん患者の悩みに対し、医学的、技術的、心理的に支援するのがアピアランスケアです。担当課長より、アピアランスケアはとても重要と考えている。保健課の保健師、栄養士が相談に乗れる体制を今後整えていく。また、がん治療で脱毛した人がつける医療用ウィッグ、乳房手術後に使用する補整下着に助成をとるの質問に対しては、がん治療の方の社会参加や自分らしい生活を送ることを応援するためのウィッグ購入等の助成事業について、先駆的に取り組んでいる自治体の取組を参考に積極的に研究をしていくとご答弁をいただきました。本町は、アピアランスケアにどのように取り組まれてこられたのか、また、今後どのように取り組まれるのかをお伺いいたします。

○議長（濱田芳晴） 町長。

○町長（箕野博司） がんとの共生を図っていく上で、アピアランスケアも重要な要素の一つであると考えております。本町でもいろいろ検討してきたわけでありますが、現在、全国では13の県で補助制度が設けられていると聞いております。広島県でも現在検討していると聞いておりますので、それを待ちたいと思っております。町といたしましては、がん患者さんが治療を継続しながら、生活の質を保ち、社会生活を送っていただけるよう、引き続き身近な相談先として支援させていただきたいと考えております。

○議長（濱田芳晴） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 町長のほうから、今後も身近な支援先として考えていきたいとのご所見をいただきました。本当にこのアピアランスケアというのは、とてもがん患者の方にとりまして大きな大きな希望になります。このコロナ禍においても安心して生活ができる環境づくり、また、がんになっても自分らしく豊かに生きることのできるアピアランスケアに、誠実に取り組んでいただけますことを心より願ひまして、私の質問を閉じます。

○議長（濱田芳晴） これで、敷本議員の質問を終わります。暫時休憩をさせていただいて、15分から再開をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 02分 休憩

午前 11時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） 再開します。次に、2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。今日の一般質問では、災害に強い河川対策とコロナ対策について、2点伺います。最初は、今田川を始めとした普通河川の改修について伺います。近年、激しい豪雨により、町内の河川の氾濫や護岸崩壊が頻発し、住民の命と財産、暮らしが脅かされています。河川には1級河川、2級河川、準用河川があり、河川法に基づいて、国や県、町が管理しています。しかし、これらのほかに河川法の適用を受けない普通河川が町内に251あり、北広島町が維持管理をしています。今回の一般質問では、どうすれば、この普通河川の災害から地域の安全を守ることができるか、私の地元の今田川の例を取り上げ、町長の所見を伺います。私は、先月、八重地区の皆さんにアンケートをお届けしたところ、早速、大雨が降った際、今田川が氾濫しそうで恐ろしい、堆積土砂撤去をお願いしたいなど、何人もの方から要望が寄せられました。千代田地域の今田川は川幅が狭く、蛇行しているため、豪雨の際、度々護岸を超えた水や土砂が田畑や家屋に流出し、各所で護岸の崩壊を繰り返しています。しかし普通河川のため、災害等による被害が発生しても部分的な復旧にとどまり、抜本的な改修には至っていません。また現在、今田川上流では、豊平地域西宗から千代田地域の今田地区にかけて、芸北広域農道第3期の工事が進められており、影響はないのか心配であります。そこで伺います。この今田川の現状について、町の認識を伺います。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 今田川は、江の川水系一級河川志路原川の支川でありまして、北広島町今田、後有田地内を流れる延長約4.9kmの普通河川でございます。上流に砂防堰堤が整備された砂防指定地内溪流に位置付けられております。議員ご指摘のとおり、蛇行した河川の形状と固定堰の影響もありまして、大雨のたびに越水被害が発生しているほか、近年は、毎年のように発生する集中豪雨によりまして、護岸等も被災を受け、砂防設備の有無によって県の砂防、もしくは町の河川いずれかの災害復旧事業及び維持修繕に取り組んでいる河川でございます。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今紹介がありましたように、近年大変、災害が生じている河川だということが報告されました。心配なのは、上流部で広域農道が完成すると、雨水等がこれまでより一気に今田川に流入するのではないかと懸念されます。広域農道整備工事による影響はないのか伺います。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 元々山林であったところに、法面や側溝を整備し、舗装工事を施して農道を開設するわけですので、降雨、水量のうち幾分かは地下浸透が減少し、流出する水量が増加する傾向にあるとは考えられます。ただし、元々の山地も急峻で、流出係数は比較的高い値であり、道路計画におきましても既存の流域ごとに小さい区域で小さい単位で排水するなど、下流への影響を極力抑えるように工夫されております。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今の報告ですね、それは私も確認しました。私は先月の28日に、広域農道を整備している広島県西部農林水産事務所を訪ねました。対応した事務所次長と農村整備第2課長は、今紹介されたように、広域農道に流れる雨水は小さい流域単位で流すので、水量は変わらない。しかし開発行為のように雨水排水対策はしていない、時間当たりどれだけ流量が増えるのかは調べていないことが分かりました。現在、広域農道第3期工事は、開渠部分の農道はほとんど完了し、今年度から令和5年度までの4年間でトンネル工事を行います。その後、

2年間かけて舗装や安全施設工事を行い、令和7年度には開通するとのことであります。トンネルの延長は1015メートルで、開通による地下水の湧き水の影響はないのか心配だったので聞いたところ、分からないということでありました。5年後には、念願の広域農道は開通しますが、今田川の流量が増え、氾濫や護岸崩壊で災害がさらに起きては困ります。そこで伺いますが、災害から町民の命と財産、地域を守る責任がある町が、解決すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 河川におきましては、以前から度々越水被害が発生しておりまして、住宅への浸水被害低減のために、消防団で土嚢を積むなどした経緯がございます。そうしたことを踏まえまして、越水などの被害が発生した区間に、越水対策のためのパラペット、防護用胸壁とも言いますが、それらや大型土嚢の設置、異常に堆積した土砂の浚渫など対策を講じてきております。引き続き、できる限りの対策は講じてまいりたいと考えております。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 町として対策はとっておられるようですが、これで十分なんでしょうか、伺います。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 対策が100%、十分かということではございますけれども、事後措置的なことになっておるといふふうには感じております。本町では、平成29年以降4年連続で7月の豪雨災害に見舞われております。このように近年の異常な雨の降り方を見ますと、多少の対策を講じて、絶対安全というふうには言い切れない状況でございます。河川形状が蛇行してよくない上に取水堰が越水の一因と考えられることから、非常に難しい課題であると捉えております。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 通告では、災害に強く安心できる今田川に改修できるのかということを通告してありますが、今は、多少やったんでは十分とは言えないというふうな答弁でした。そこで、今田川を町管理から県の管理にすることはできないのか。土木建築局の道路河川管理課長や河川課長とも話し合いました。そこで明らかになったのは、県の管理にするためには、国交大臣の指定を受ける必要があること、しかし、広島県は現在499河川を管理しているそうですが、平成10年、11年をピークに予算が減り、今では3割ぐらいに減っているため、今田川を新たに県の整備箇所とするのは難しいというのは、県が言っておりました。そのため県は、町として先ほど紹介のあったパラペットなどで堰の上流部だけでもかさ上げするなど、部分的な対策でしのいでほしいとのことでした。根本的対策ではないわけですね。そこで伺います。県はこのように言っていますが、先ほど、十分ではないとありましたが、本当に必要な箇所は町で改修してもらえるのか、このままの状態です。所見を伺います。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 河川はその容量を増すためには、河川幅を十分に広げるか、もしくは、さらに地下深くに掘り込むかという方法がありますけれども、地下深くに掘り込むというのは、護岸の構造のこともありますので、難しいと思います。河川幅を十分に広げることが容量不足の解消に効果的だといふふうには考えますけれども、次に掲げる事項によりまして、なかなか実現困難ではないかというふうには思っております。一般県道都志見千代田線の道路の改良工事に

伴いまして、一部改修済みの区間もございます。ただし、河川の全延長は先ほど申し上げましたように長いものでございまして、河川改修をしていくには長期間、多額の予算を要してまいります。それと河川沿いの土地につきましては、その多くが圃場整備が完了した土地でございまして、改修用地の確保も困難を伴います。それから河川に近接した人家、それから河川にかかる橋梁、それから、先ほどから申し上げました農業用取水堰が随所にございまして、技術的、構造的な課題が多くあります。そうしたことから、議員ご指摘のように、特定の区間に、影響の多い区間に絞って、これまでも設置してきておりますパラペットを今後も増設してしのいでまいりたいというふうに考えております。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） とても町だけでは十分な改修は困難だ、根本的な対策には至らないけれども、パラペットという対策をとると。これでは、町ではできなければ、県の管理に、先ほどのような制約ありますが、してもらえないと感じました。それではどうしたらいいのか。道路河川管理課長に、県管理にするための手続の仕方を伺いました。まず、西部建設事務所安芸太田支所と相談し、町が手を付ける必要がある箇所の事業計画をまず立てる。そして、県を通じて国に申請をする。申請を受けた国は社会資本整備審議会で整備基本方針などを審議し、国土交通大臣がそれに基づいて指定するという流れだそうであります。県は難しいと言っていますが、町でできなければ、この県管理に向けた措置をとる必要あるんじゃないか。すぐにその手続を進める必要があるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） ご指摘のような1級河川に指定する。そのことが容易にでき、かつまた、事業進展に明るい希望が持てるようございまして、その方法もなくはないと考えますけれども、県内で普通河川から1級河川に指定、格上げというものは、20年来その実績はないというふうに聞いております。よほどハードルは高いものと考えております。それから、先ほど議員ご指摘ありましたように、平成12年度をピークに、今では3割にも満たない事業費にまで予算規模が縮小してきております。これに追い打ちをかけますのが、激甚化、頻発化しております豪雨災害です。平成30年7月豪雨災害は、今なお県内で事業進捗が図られておまして、一般事業に少なからず影響を与えております。町内では、江の川本川、それから志路原川の河川改修も計画期間が終わっていない中、指定河川になったからといって、志路原川の支流の今田川が、早期に事業着手ということにはとても至らないのではないかと、容易に想像できます。江の川本川では、残事業の区間が30年とも40年とも、それだけ用地ストックを抱えているというふうにも伺っております。こうしたことから、法河川への指定、さらには河川改修については、実現可能性は極めて厳しいものであるというふうに認識をせざるを得ないと考えております。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） かなり難しいということですが、県の予算も減っていると。しかし、このことが近年の豪雨によって2年前のような大災害が起きるわけです。予算を減らしては、そういうことになるわけですから、国の防災対策も併せ、しっかりと要請をし、県の予算を増やすことも併せてやる必要があるんじゃないか。当然町はそれだけの予算があればいいんですが、そうはなかなかいかない。しかし、この方向が一つの方向とされるならば、やっぱり申請をしておくべきじゃないかということとは間違いないんじゃないか。そうはいつても時間がかかる。その

ため護岸をかさ上げする、先ほどのパラペットと併せ、効果の高いのが堆積土砂の撤去だそうです。河川課の河川整備グループ主査から、次のような国の制度ができたことを教えていただきました。主査の話では、現在は維持管理などで、市町は一般財を使って行っているが、昨年の19号台風の後、市町管理となっている小さな川について、総務省が有利な財源措置を講じたとのこと。内容は、期間は今年度から6年度までの5年間、もう既に入っています。事業費100%の起債ができ、うち70%が戻るというもので、過疎債と同様の財政措置で、極めて有利だと思います。そのためには、河川ごとに事業計画を作って、申請行うことが必要で、これはもう今回1回限りだそうです。今回を逃せば、先は分からない。そこで伺いますが、今田川だけではなくて、町内251の普通河川では、堆積土砂撤去の要望はたくさんありますが、財政が厳しいと進んでいないのが実情であります。この制度はあと4年しかありません。急いで調査し、国に申請をすべきじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 浚渫事業につきまして、有利な起債の制度ができたということですので、調査研究、それから財政とも相談をいたしまして、できるところから取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） できるところから急いでやる必要がありますが、心配なのは、あと4年しかないわけですね。今建設課では従来から取り上げていますけれども、災害が多くて、それに対応するだけで大変で、様々な仕事が重なって、とても人が割けないという話の中で、増員を求めましたら、いやいや、この人数で頑張ってもらうしかない、副町長は答弁をされてますけれども、しかし、この有利な起債ができて、財源的にも有利であるならば、これは絶対チャンスだと思うんです。今の建設課の人数で、どうですか、できますか。伺います。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 起債の申請するに当たって、そういう河川の整備計画というものが必要になってくるということですのでございますけれども、どこまでの精度が求められるかというのもございますし、ある程度伺った話では、詳細な現場の測量調査というの、割と軽易な感じのできるのではないかとこのように伺っておりますので、労力を割けられるところは割いて対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 河川の防災対策は待たなしで、今、何が起きるか分からないという事態です。努力をしていきたいという思いは十分わかるんですが、この限られた期間の中で、この起債が活用できるというために、絶好の機会だと私は思うんです。建設課に職員を、また会計年度職員でも結構だと思うんですが、補充してでも申請手続を行うべきと考えますが、町長の所見を伺います。町内には251の普通河川があるので、簡単にはいかないというふうに思うので、町長のご意見を伺います。

○議長（濱田芳晴） 副町長。

○副町長（中原健） 町にはいろいろな事業を抱えて、各課がそれぞれ事業に取り組んでいるところですので、現在の人員の中で、それだけのために人員を増減するというのはなかなか難しい状況にあると思っております。必要性に応じては、災害等の場合には、各課からの増員をしたりしながら、今対応しているところでございますので、現状、建設課のみの増員をする

ということは、特に今のところ考えておりません。

- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 町長も同じ意見ですか。
- 議長（濱田芳晴） 町長。
- 町長（箕野博司） 全体、副町長が言いましたように、いろんな事業を行っておるわけでありまして、そこらのバランスも見ながら判断をしていくべきだというふうに考えております。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 人の命と財産に関わる重大問題だと思うんですね。普通河川以外に県管理の河川があります。先ほどから紹介されました。例えば志路原川、ここも土砂が溜まって撤去の要望もたくさんあります。河川課長の話では、県は今年度までの5か年計画を立てて進めてきたものの、2年前の西日本豪雨災害により中断をしたそうです。そのため新たに次の5か年計画を立てているということで、今、市町から要望箇所を聞いているとのこと。そこで伺います。県の土砂撤去5か年計画に、今の計画に含まれていない箇所について、住民から要望を聞くなど調査して県に申請すべきと考えますが、いかがでしょうか。
- 議長（濱田芳晴） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 次期の5か年の浚渫計画につきましては、西部建設事務所安芸太田支所のほうから要望の聞き取り調査がございまして、まずは町の第1回目の回答をさせていただいております。今後、安芸太田支所、それから県、本庁、それから町の中で協議を進めまして、相当な箇所を要望リストの中に盛り込んでおりますので、どこが一番急ぐのかというところの順位付けを今後査定されるというふうに考えております。本庁、それから支所とも協議をさせていただきまして、影響の多いところを町の中でももんで、一応要望リストの中には掲載をさせていただいております。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 県に対して要望するということですが、私も直接住民の方から要望が寄せられて、現場に行ってみましたら、本当にあふれそうなぐらい土砂が溜まってる。ところが計画に入っていなかったんです。だから、今回駄目だなと思ったんですが、そういうことで、住民の方にも紹介をさせていただいて、地域振興会、協議会等にも聞いていただいて、そこから順位を決めるのは当然ですが、してはどうでしょうか。伺います。
- 議長（濱田芳晴） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 日頃から自治振興会とか地域協議会等の方々は、要望活動に、年に数回来られておまして、その中でも、そういった河川の浚渫についての要望というのは伺っております。先ほど議員ご指摘ありましたように、志路原川のいわゆる新地の商店街の裏のほうですね。あそこは、確かに度々警戒氾濫水位に近いような水位が上昇しております。堆積土砂もですけども、堆積土砂の中に支障となる立木も繁茂しておまして、それらも地域住民の方、それから県の協力を得ながら、適宜伐採をしております。当然今の古保利橋から新開橋にかけてのそういう土砂が異常に堆積したところについては、要望順位は高い位置に付けて要望しております。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 今、課長が紹介した志路原川の区間は、今の計画に入っていて、できないところです。ですから、それは当然繰り越されると思うんですが、改めてのところで、住民の皆

さんから聞くかどうかということ、再度お願いします。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 住民の方々に一斉に広く聞き取りをするかというのは、実際、現実的には困難という、その手法とかやり方もなかなか難しいことがございます。先ほど言いましたように、行政区長さんでありましたり、部落長さんでありましたり、地域協議会でありましたり、そういう方々が関心を持たれてまして要望に来られております。それら要望リストを整理しておりますので、その中から、今のところは、その要望があった分については、もれなく安芸太田支所のほうに、要望リストに掲載しておりますけれども、それがすべて採択されるということには、とてもならないと思いますので、その中で、急ぐところから手当てをしていただくということになろうかと思っております。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 最後に伺います。町長に伺いますが、再度、先ほどの点ですが、一つは、県管理にする手続を開始するかどうか、もう一つは、パラペットなどの設置をし、氾濫を防ぐ策をとるかかどうか、堆積土砂の撤去について、職員増員はやらないというふうに言ってましたが、急ぎ調査し、申請されるかどうか、この3点について伺います。

○議長（濱田芳晴） 町長。

○町長（箕野博司） 県のほうには、計画を作って出してもなかなか進まないという状況だと思っておりますので、現実的にはパラペット、それから浚渫、この辺を実施していくということになろうかと思っております。いずれにしても、こうした災害時には、今指摘をされたところ以外でもいろんなところがあります。根本的な解決にならない部分もありますが、現状よりは安全になるという部分を優先して進めてまいりたいと思っております。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 県管理の河川にする手続については、やるという答弁はありませんでした。引き続き、この点は、私ども、今後も提案していきたいと思っております。その他については、やっていくということですので、財源をとるよう、引き続き求めていきたいと思っております。次に、次の課題、コロナ対策です。PCR検査の戦略的な拡大で命と健康、営業を守れというテーマで質問します。新型コロナウイルス感染拡大は、夏のピークに比べると少し下がったように見えますが、依然として全国的に広がっており、引き続き、感染拡大防止の取組を強めていく必要があります。広島県は、7月21日、第2波の入り口に差ししかかっているとして、ひろしま積極ガード宣言を出し、徹底した早期の新規感染者の捕捉などによって感染拡大防止に取り組むとし、8月5日には医療体制や検査体制の新たな整備方針を示しました。この同時期の7月28日、日本共産党は、安倍首相に緊急申入れを行い、感染拡大を防ぐには、PCR等検査を大規模に実施し、無症状者を含めて感染力のある人を見つけ出して、隔離、保護していくこと。検査の目的を診断目的ではなくて、防疫目的に切り替え、積極的に取り組むよう強く求めました。こうした立場から、私たち共産党北広島支部は、8月18日、町長に第3次の申入れを行いました。今日は、この要望事項の中から、この間、いろんな質疑等で明らかになったものを除いて、主なものについて、どう検討し、実施したか伺います。申し入れでは、第1に、防疫の立場から、PCR検査の戦略的な拡大方針を立て、実践することとして、以下のことを求めました。これについては、6月議会において私は、市内まで行かなくても北広島町内でPCR検査が受けられる体制をとるよう提案をいたしました。その後、9月1日の報道では、広島県

は、1日当たりのPCR検査を現在の県内外1550件を年明けには5700件に引き上げ、今の3.7倍にするため、県民の身近な場所で唾液による検体で採取できるクリニックを公募し、8月26日現在726施設となり、現在、全市町で検体、採取ができるようになったとのこと。そこで伺いますが、北広島町内で検体、採取のできる医療機関は何か所あるのでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 本町におきましても、唾液によるPCR検査を実施される協力医療機関があることにつきまして、確認はできております。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 箇所数は非公表でしょうか。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 非公表となっておりますので、町のほうにもお知らせをいただいております。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） あることはあっても、箇所数までは県から来ていないということでした。じゃあどうすれば、この検体検査をしてもらえるのか。また、結果が出るまで時間はどれぐらいかかるのか、伺います。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） どうすればということで、この検査をしてもらえるのかということでございます。これまでと同様になりますが、発熱等の症状がある場合は、まず、かかりつけ医に相談を、電話でご相談いただきまして、医師の指示を仰いでいただいた後、検査ということになろうかと思っております。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 時間はどれだけかかるかも分からないんですか。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 時間につきましては、最大でも2日後でございます。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 発熱したときに、そのかかりつけ医の指示でやると。今まで発熱問題は、前回取り上げましたけども、医療機関で診てもらえないということが何件かあったという話もしましたが、それはかかりつけ医に言えば、話ができるということが確認されました。このPCR検査ですが、広島市は、医療保険の3割の自己負担分を市が負担することとしたそうです。北広島町は負担しないのですか、伺います。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） このPCR検査自体は国の負担になりますので、無料でございますが、初診料等につきましては保険適用ということになっておりますので、現在、町で負担ということとは考えておりません。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） そうしますと、かかりつけ医を通じて実施されるPCR検査については、初診料は別で、3割負担分も国が補助すると。ちょっと広島市のことでよく分からないんですが、間違いはないでしょうか。

- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） PCR検査自体は国の負担となっております。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 自己負担分というのではないわけですか、初診料除いて。初診料もあるんですか。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 初診料につきましては自己負担になります。その他どういう医療行為をされるか分かりませんが、PCR検査自体につきましては国の負担です。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 広島市は市が負担とありますが、北広島町ではないということのようであり、次に、人との接触が避けられない医療機関、介護施設、福祉施設、保育所、こども園、学校など集団感染によるリスクが高い施設では、日々皆さんは緊張感と不安感の中で、感染を広げてはならないと利用者のために頑張っておられます。そのため、勤務する職員、出入り業者への定期的なPCR検査を行うことが必要だと考えます。また、施設利用者全体を視野に検査を行うことをこの申入れでは要望していますが、どうなりましたか、実施することになりましたか、伺います。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 今挙げられました施設の職員を、定期的に検査を実施する結論には至っておりません。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） なぜでしょうか。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 医療機関や福祉施設に勤務する職員につきましては、定期的にPCR検査を実施するよう、現在県で調整されておりますので、今現在町として実施することは考えておりません。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 秋から冬にかけていくんですが、県はいつ調整して決まるんでしょうか。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 決定時期につきましては、町のほうでは把握しておりません。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） この重要な時期に県が動いているが、状況は分からないというのは、ちょっと無責任な気がするんですよ。必要ならば町がやるという自治体もあるわけです。政府が8月28日の新型コロナの対策本部で、新たな取組方針を決定し、感染者の多い地域やクラスターが発生している地域で、介護施設の入所者、職員全員を対象として定期的に一斉検査を行うことを盛り込み、東京都世田谷区や東京都など、全国の自治体ではもう既に実施することを決めています。感染者がいない北広島町でも、まず、この各施設の職員に対し、一回検査をしてはどうでしょうか、伺います。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 今挙げられました施設、全部で127施設あるかと思っております。その127施設を、定期的に職員を検査するということになりますと、職員に出向いてきてい

ただくわけにもなかなか難しいでしょうし、逆に医師を雇用して各施設を回っていただくという  
ことも難しいと町のほうでは考えております。

- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） いや、定期的とは言ってません。まずは一回検査をして、どうなのかという  
ことはしないかということです。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） とりあえず一回検査ということにつきましては、考えておりません。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 検査は必要だというふうには国のほうもなっている、発生をすれば。なっ  
てるんですが、なぜ考えていないんですか。全然考えてないんですか、伺います。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） そういう施設の職員について、検査するということにつきましても、ま  
だ全然町として協議をしておりませんので、考えておりません。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） ぜひ協議をしていただくように要請をしますが、協議していただけますか。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） どういう結論になるか分かりませんが、協議はできると思います。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） ぜひ協議をしていただきたいと思います。時間が限られてきてるんですが、  
次に発熱外来について伺います。6月議会で提案した、発熱した患者を受け入れる発熱外来を  
医師会と相談し、町内に設置するよう要望しましたが、そういうふうになりましたでしょうか、  
伺います。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 医療機関におかれましては、新たに発熱外来を専門的に設置することは  
難しいとのこと。先ほど来申しておりますように、発熱等の症状がある場合は、かかりつ  
け医にまず電話でご相談いただき、医師の指示を仰いでいただくことを確認しております。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 発熱外来は大事と思いますが、難しい、設置しないと。じゃあかかりつけ医  
に電話をして指示を受けるという形、PCR検査と同じということで確認をします。9月4日、  
厚労省は、インフルエンザとの同時流行に備え、発熱症状のある患者が受診する際の手続を変  
更すると発表いたしました。マスコミでも取り上げられ、大きく報道されています。今の答弁  
のとおりだと思うんですけども、熱が出たら、かかりつけ医に行くということをぜひ徹底を  
してほしいと思いますが、皆さんに徹底していただけますか。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） まず、かかりつけ医に行くということじゃなくて、かかりつけ医に電話  
でご相談ということ徹底してまいりたいと思います。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 電話で連絡をして相談をするということで、かかりつけ医のほうも、その相  
談を受け入れるようにするように要請してください。同時流行に備え、他自治体のように、先  
ほどの質問にもありましたが、インフルエンザ予防接種の補助拡大について聞きたいと思った

んですが、町独自の実施は予定していないというふうに言われました。全国では、全額補助や助成拡大を行っています。なぜやるのか、症状だけでは見分けがつかないインフルエンザ患者の増加が見込まれる中、医療崩壊や医療現場などの混乱を回避するのが狙いと言われています。ある学者は、予防接種や早期PCRで重症化していくことを抑えることが重要だというふうに指摘しておりますが、なぜ助成をしないのか、伺います。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 先ほど数本議員の質問でもございましたが、昨日、広島県内の拡大助成の状況等、新聞記事になったところではございますが、本町におきましては、自己負担1000円といったところは、県内比べましても以前から手厚い状況になっているものと認識しておりますので、この度補助の拡充等は考えておらないというところでございます。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） もう既にやっているということですけど、なぜ、例えば全額補助や助成、今までよりも拡大をしないんですか。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） なぜ拡大、あるいは拡充しないかといったことではございますが、先ほど申しましたように、県内で比べましても十分な補助をしているという認識があるからでございます。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 通常でしたら、そういうこともあり得るでしょう。しかし、今年の場合は同時流行を非常に心配をされて、特別対策をとる必要があるんじゃないかと、医療を守るためにもそういうのを行政が支援をするということで、他市町と比べるだけじゃなくて、医療機関とも考える必要があるというふうに思います。ちょっと飛ばします。この申入書以外のことについて伺います。政府、厚生労働省は、6月1日、新型コロナウイルス感染症拡大による減収対策として、介護保険のデイサービスやショートステイ事業者に介護報酬の上乗せを認める特例措置を通知しました。そこで伺います。この制度の目的、内容及び北広島町が行ったことについて伺います。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 介護報酬の上乗せの特例措置でございますが、この特例措置は、令和2年6月1日に厚生労働省から、介護事業所の新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、臨時的な取扱いとして発出されたものでございます。内容としましては、利用者からの事前の同意が得られた場合に限り、一定の要件の下に通所系サービスについては、提供時間の2区分上位の基本サービス費、または延長加算の算定が、また短期入所につきましては、緊急短期入所受け入れ加算の算定がそれぞれ可能となったものでございます。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 以上の上でございますが、問題は、介護報酬に、今説明あったように上乗せされる。サービスを受けていないのに利用料を払わされていることで、全国で反対の声が上がっています。今の答弁では、同意が限られている場合に限りということがありましたが、同意ができてなかった人はいますか。伺います。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 現在、同意ができなかったということは聞いておりません。

- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 当然そうですね。ケアマネジャーの方がケアプラン立てるときに、こうこうこうですが、使っていないけれども、余分にとっていいですかと、断れないですよ。断ったら、ちょっと気まずい雰囲気になる。じゃあ伺います。介護報酬上乗せ特例措置の対象となる通所介護事業所数及び実施している施設数は、いくつありますか。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 通所介護事業所等対象となっている事業所数は、町内で22か所ございます。そのうち臨時的な取り扱いに基づいた報酬の取り扱いを実施している事業所は、8月末現在で12か所でございます。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 特例措置を実施していない事業所も10か所あるようです。じゃあ、6月1日通知ですから、まだ日は浅いんですが、7月度に上乗せした介護報酬額は、全体でいくらになりますか。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） この要件に基づいて一人ひとりの利用回数に基づいて算出したところ、7月につきましては、約26万円になろうかと考えております。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） そのうち利用者が負担した額は、1割かもしれませんが、額はいくらですか。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 利用者が負担した上乗せ額が、26万円です。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 介護報酬、利用者じゃなくて申請があった額は、いくらですか。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 250万円ぐらいになろうかと思えます。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 26万円程度が利用者が負担をしていると、上乗せですよ。1か月。長野県飯田市は、利用者の負担増なく、介護事業者を支援するため特例措置を算定しない事業者に、介護報酬の上乗せ額に相当する補助金を交付することを決めました。財源は、国の新型コロナ対策の地方創生臨時交付金を充てるとのことです。必要なら利用者に負担させるのではなくて、飯田市のように相当する額を補助金として、町が支給すべきではないかと考えますが、どうでしょうか、伺います。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） この特例措置につきましては、町のほうもいろいろと矛盾を感じているところがございます。それを町が補助するということにつきましても、ちょっと疑問も感じるところもございますので、この特例措置の問題点、あるいは課題等を整理しまして、介護事業所への支援の在り方につきましては、県を通じて国へ要望してまいりたいと考えております。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） そこが矛盾を感じるんですよ。使っていないものを上乗せしてやってる、それを機械的に介護事業所に通知をして、それで処理しているわけです。大問題だと思います。まして、現在枠いっぱいのサービスを受けている人は、上乗せ分は10割、全額負担となりま

す。どう考えても全く納得ができないんですけども、町長は納得できるんでしょうか、伺います。

○議長（濱田芳晴） 町長。

○町長（箕野博司） この制度については、非常に納得いきにくいものがあります。どうしてこういう形になったのかという話を聞いてみますと、法改正等時間がない中で対応するために、こういう方法しかなかったとかいう話は若干聞きましたけども、いずれにしても、これがいつまでという期限が切つてあるわけでもないみたいでありますし、急いで改正して、対応を根本的にしてもらうのが一番いいというふうに考えております。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 私もそう思うんですよ。こういう制度はなくしていくべきだと。しかし、生きてるわけです。月26万円を少ないといえ少ない、多いといえ多い。これを利用者が負担をしているわけです。1年間にすれば300万円ぐらい、利用者分が。これ町の負担にしてはどうですか、臨時交付金を使って。どこでもいいですが、お願いします。

○議長（濱田芳晴） 答弁を求めます。財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 第1次、第2次臨時交付金を受けているわけですけども、コロナ対策として、町のほうで事業として考えて、臨時交付金のほうを充てておりますので、今のところは、これについて補助金を交付するということは考えておりません。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今のところはというただし書がつけました。今後は分からないというふうに期待をしたいんですが、次に、医療機関の実情について伺います。町内の医療機関で、減収減益となっている施設数及び減収減益額は、現在までにおおよそ、おおよそでいいですから、いくらぐらいになってるか、通告をしておりますが、分かりましたでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 3月から5月におきまして、町内すべての医療機関では、患者数が一月当たり1割から3割程度減少しております。それに伴い、同程度の減収、減益であったと伺っております。医療機関への町の支援としましては、国の補正予算に併せ、医療資材の提供及び備蓄ということで、医師会と協議させてもらっておりますので、給付金という支援は考えておりません。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 給付金としては考えていないということですけども、1割から3割減収になると。患者の人たちも心配しています。本当にこれで大丈夫なの。やはり医療機関は、これからも頑張ってもらっていくことが我々の命の支えです。必要ならばやっていくというふうになっていくように、引き続き要請をしていきたい。財源の話が出ました。お伺いします。きたひろ事業者応援給付金、これ1次補正の事業ですけども、昨日答弁があり、417件交付したとのこと。当初予算では、1000事業所を対象として約1億円を計上しましたが、417件だと、1件10万円ですから、単純計算で約6000万円、第1次補正がまだ活用されていないんじゃないかと思うんですが、それは間違いないですか。

○議長（濱田芳晴） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 臨時交付金につきましては、第1次、第2次それぞれで金額は決まっておりますけども、充てる事業につきましては、第1次、第2次という別々のものではなく

て、積み上げという形で計画を提出するようになっておりますので、今おっしゃいましたような、きたひろ事業者の応援給付金の1億円予定してありましたものが、実際に使われたのが4000万余りということですが、6000万余っているから、ほかのところに充当できるというところにはなっておりません。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 余っているわけじゃないということですが、この臨時交付金は、国に対して計画を提出し、国が定めた上限額があるわけですね。ところが活用しない場合、計画どおり活用してない場合は、国に返却するんじゃないかと。先ほどありましたように、第1次、第2次というのは枠はない。使い方もコロナ対策であれば、何に使っていいですよというふうに国は言っています。5億のお金が来ました。これは、この前の議会でも言いました。じゃあ、この6000万何がしがどこにいったのか伺いますが、この6000万円の使い道、これは2次も含めてです。新たに、この議会に提案されているのが、先ほどあったように、4月29日から来年までの生まれた子ども、みなさんに5万円、計画では400万円を補正で入っています。それ以外はちょっと見受けられません。さらに事業見直しで生み出された、この前の6月議会では2600万円が事業見直しで捻出されたと、その後もやっていると。合わせて数千万円あるんじゃないか。合計すれば1億近いお金が活用できるんじゃないか。今日の提案した支援策に活用できないのか伺います。

○議長（濱田芳晴） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 第2次の臨時交付金の実施計画については、9月30日までに実施計画のほう提出予定となっておりますが、先ほどもご説明しましたけども、第1次、第2次については実施計画を積み上げていくという形になっておりますので、今のところ、トータルで5億余りの臨時交付金が北広島町のほうに来ておりますけども、6億近いコロナ対策の事業費を計上しておりますので、その金額をその事業費に充てておりますので、今余っているという状況にはございません。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今、対策費6億近いお金というのがありましたけども、これは既に補正で出た分なんではないですか。全部、第1次、第2次で出されたものなんではないですか。それは後で、時間がないので、後で聞きましょう。先ほどあった事業見直し、その中にもあります。さらに精査をして、事業計画を最終的に、今月末までに上げるという中に、この一般質問で取り上げた医療、介護施設等でのPCR検査の実施や自己負担の町助成、発熱外来の、これは難しいということですが、その設置、インフルエンザの予防接種の助成拡大、介護報酬の矛盾のある特例措置の上乗せ部分についての町負担、減益、減収した医療機関への応援給付金等々、今日の一般質問で提案させていただきました。これらについてどうするか、最後に伺いますが、これから冬に向かい、インフルエンザとの同時感染が広がるのではないかと大変心配です。感染拡大を最小限に抑えるためには、PCR等検査を大規模に実施し、無症状者を含めて感染力のある人を見つけ出して、隔離、保護していくこと、検査の目的を診断目的でなく防疫目的に切り替え、積極的に取り組むことが必要であり、そのため今日の一般質問でいくつか提案をいたしました。一日も早い新型コロナの終息を願うものですが、当分の間続くのではないかと心配します。そのため、新しい生活様式を求めるだけではなくて、行政の在り方も大きく変える必要があるというふうに考えます。このようなきだからこそ、地方自治法第1条で規定された、

地方公共団体の役割である福祉の増進を今こそ発揮されるよう強く求めますが、最後に、町長の提案した部分についての措置についての答弁を伺います。

○議長（濱田芳晴） 町長。

○町長（箕野博司） コロナ対策につきましては、非常に苦慮しておるところでありますけども、これをどうにか乗り越えていかなければならないと思っております。PCR検査につきましては、国のほうも1日当たりの検査許容数を増やしていくという方針を出してありますが、広島県は、特にその点は増やしていく形でいろんな対策を今打ってるというふうには思っています。この辺が、ある程度余裕ができれば、希望者の対応もある程度できてくるんじゃないかというふうには思っております。ここが、まずは入り口だというふうには思っておりますし、試行錯誤を重ねながら、だんだんに対策についても経済対策と併せて、ブレーキとアクセル、両方バランスよく進めていくというふうになっていくんじゃないかというふうには思っております。行政の中でも改善すべき点はあるというふうには思っておりますので、すぐできることもあるかも分かりませんが、少し時間がかかるところもあると思います。それらも対応をするようにしていきたいと考えておるところであります。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今後もコロナ対策について取り組まれるということですが、今日取り上げた点での情報、これを住民の皆さんにしっかりと届けながら、一緒に考えていき、コロナを乗り越えられるようにしたいというふうに求めて、今日の質問を終わります。

○議長（濱田芳晴） これで、美濃議員の質問を終わります。暫時休憩、1時30分から再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 18分 休憩

午後 1時 30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） 再開します。次に、13番、伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 13番、伊藤淳です。今回、今後の職員のキャリア形成と人員配置のバランスということで質問いたします。キャリア形成というのは、職歴や可能な業務内容といったイメージを持っていただければいいと思います。今回の質問に関していきますと、キャリア形成に関しては、今まで二度ほど質問をしています。私自身、大学で自衛隊関係の学校に行ったりとか、また家電販売や河合塾グループ等の仕事をしてきました。組織によって人材育成の手法は様々であって、全く違いました。これは仕事の内容、方向性が違うためなので、必要なことだとは思いますが。全然違うと、育成方法。ただ、そういった背景を、今私がある中でいきますと、こういったキャリア形成、町職員のキャリア形成を考える上でも思いがあるものではあります。1つ目の質問にまいります。職員の年齢を見たときに、各年代での偏りはあるか。可能であれば、特に何歳代の職員が多いか、または少ないかをお願いいたします。

- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 各年代での職員数の偏りであります。消防職、医療職等を除いた行政職員の状況でお答えさせていただきます。各年代での偏りはございます。40歳代後半から50歳代前半、この職員数が一番多く、20歳代、あるいは30歳代、ここら辺が少なくなっております。
- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） では、偏りがあるのであれば、今後、40代、50代が多くなって行って、さらには、その後でいうと、20代、30代が少ないというところでいきますと、若くして課長職、40代で課長職を務める、もしくは若くして係長職などを務めるという可能性があるかどうかをお聞きいたします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 係長、課長等への役職への昇任につきましては、年齢での条件はありません。職員の能力、あるいは適性、職歴に加えて、組織の状況を踏まえた上で判断させていただいております。
- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） こちら可能だという場合でいくと、その際でいきますと、ハードル等もない。要は、そういった条件以外にこういった職歴が必ず必要だとか、そういった部分でハードルはないか、背景的な条件がないかどうかをお聞きいたします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 昇任につきましては、先ほど申し上げましたように、適性や能力、経験によって決定をいたしますので、特に資格要件等の条件はございません。
- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 申し訳ございません。適性という部分が、どういった部分が適性かというのを、可能であれば、お答え願いますか。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 適性と申し上げましたけども、いろんな捉え方があろうかと思えます。昇任する職につきましてはいろんな分野の職がございます。福祉系だったり、建設系だったり、教育系だったり、そこら辺の経験であったり、それに適した能力であったりを含めた意味での適性でございます。
- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 適性の部分、後の質問にも関わるので、一時置いておきます。人材育成の計画において、すべての業務を誰もができるように計画するという方針を以前の一般質問の答弁でいただきました。現在もその人材育成の方針は変わらないかどうかをお聞きいたします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） すべての業務を誰もができるように計画するというふうなものにつきましては、人材育成基本方針の中にはございませんので、そういうふうな表現をしたかどうかというのは記憶にございませんけども、この人材育成基本方針の中で、様々な課題に対し、迅速かつ柔軟に対応できる職員の育成というところが、一つの育成の大きな柱となっております。こういった職員を育成するためには、多くの業務を経験し、多岐にわたる知識と技能を習得することが有効的であるというふうに考えております。

- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 多分、その多岐にわたる業務をできるようにというのが、私の言葉でいくと、ちょっと捉え方が間違っていたかもしれません。すべての業務を誰もができるように計画するというふうな解釈をしておりました。そこでいきますと、次の質問になるんですが、同じ課などで役職を変えながら、6年以上勤務している場合等が見受けられました。人員配置の部分を年度ごとに追っていたところ。どうしても避けられない事情もあるとは思いますが、その点お聞きいたします。どのような事情があったかをお聞きいたします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 職員の人事異動につきましては、いろんな状況を考慮して決定しておりますけども、基本的には5年サイクルというふうな考え方を持っております。その中で6年以上というご指摘がございましたけども、職員の配置を考える際には、職員の職歴でありますとか、組織の状況も踏まえた上で判断をしております。限られた職員の中で、業務の継続性であったり、将来的な組織体制も含めた中で的人事でございますので、最善の体制で業務を行う職員配置をしております。従いまして、先ほどのような指摘の状況も発生するかと思います。
- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 難しい部分はあるというのは重々承知しております。実際のところ、経験的にも年齢的にも、次は課長にと思っている人が、課長や係長の立場を断る場合、または、行く行くは、この立場にと思っている人が早期退職をする場合、本人も思いのよらないところで退職しなければならないという場合も多々あると思います。また、これ以上責任を負いたくないから、上の職には行きたくないという方がいるかもしれません。これも気持ちとしては分かる部分もございます。財源や人手がない中、リソース、資源を切り詰めることしかできない今のこの状況で、この人員配置、とてもとても悩まれて、考えられての人員配置だったとも思います。ただ、先ほどの若くして課長になることができるか、係長になることができるかという部分をちょっと考えたところ、経験など勘案して、そういう人員配置になったのかどうかをお聞きいたします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 係長、課長への昇任につきましては、先ほど申し上げましたように、年齢要件はございません。経験でありますとか組織の状況、適性等を踏まえて昇任等行っているものでございます。
- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） ということであれば、長くなるというのは、多分経験とかも含めて、その方が適任だということなのかなとは思いますが、ちょっとその辺がイメージしづらい部分があったので、最善の人員配置ということではあったので、長くその場で業務をやられている方というよりは、役ですね。そういった部分で思うと、最善というのは人員不足ではなく、経験も勘案してだったのか。ちょっと最適だったという部分が言葉としては分かりにくくなってきて、もう一度詳しい説明をお聞きいたします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 申し訳ありません。どこのところを指摘されているのかというのが、私少し把握できかねておるんですけども、限られた人員であることは確かでございます。職員数も減少してきておるところの中で、いろんな業務も増えている状況もございます。その中で、

職員もいろんな経験をさせながらキャリア形成をしていく必要がございますので、その中で適正な配置、業務が滞らないような状況を作るための配置でございますので、限られた職員を適材適所で配置しているというふうなことしか答えようがございません。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 分かりました。個々の案件を聞くつもりもなく、どうしても難しい中での部分で適正なというのも伝わってまいりましたので、次にまいる部分にもなります。そういった状況ある中で、先ほど言ったように、次はこういった役をやってもらおうという方がいて、ただ、その方が断る、もしくはできない、ほかの方にと。いろいろな条件を鑑みたときに、毎年度、職員には現在までの職歴や異動先の希望を聞くアンケートがあると聞いています。その中で、より上の立場での勤務を希望するかどうかといった項目をとっているかどうかをお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今ご質問のありましたような特定の項目はございません。しかしながら、異動希望欄の中に自由記載欄もございますので、そこでの記入をすることは可能であると思っております。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 分かりました。どうしても本人の希望を鑑みて、その後5年サイクル等の異動や人員配置を考える上でいうと、その辺継続してとっていく、これがすごく大事なのかなと思いました。それでこういったアンケート項目があるか。上の立場での、というのを聞いたんですけども、キャリア形成として、その方それぞれ職歴や可能な業務内容等を考えたときに、仕事や分野ごとにコースを設けること、要は、職員のコースを設けることを考えているかどうかお聞きいたします。例えばですけども、採用段階で聞くものだったりとか、5年ごと、新人で入った方が、例えば3年ごとで代わったと、3つ以上の課を経験した段階で事務職コースと技術職コースといったコース分けを考えているかどうかをまずお聞きいたします。これは以前にも聞いた部分ではあるんですけども、改めてお聞きする部分でもあります。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今お話のありましたような明確なコース分けをすることは考えておりません。様々な部署、分野で経験する中で、職員の適性や能力を把握し、各分野での核となり得る職員を育成、配置していくためのキャリア形成と人事配置に努めております。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 言葉が足りなかった部分でいくと、新人の方、新人で入ってこられた方で、3つ以上の課を経験した段階でという部分なんですけども、ここが例えば、次の質問にもかぶるところではあるんですが、教育関係だったり、建設関係だったり、もしくは住民関係だったり、地域に関する係であったりと、分野ごとに結構色分けができていっている部分もあると思います。そういったのを全然違うところにそれぞれ配置して、そこで町行政の部分、大まかな部分をとっていただいた後、その人の希望に応じた事務職コースだったり、技術職コースだったりというのを考えることで、その後の核となる方が、より強固な核になるのではないかと考えた次第です。改めてそこをお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 職員採用後の動きでございますけども、人材育成基本方針の中にも少し

掲げておりますけれども、職員採用後につきましては、なるべく短期間でいろんな部署に配置をして、経験をしてもらおうというのがございます。基本的には3年ぐらいを思っておりますけれども、その10年間のうち3か所ないし4か所を経験をしてもらおうと。その後に、本人の希望もとりますけれども、組織の状況に応じて、ある程度の適性を見ながら、そこに配置をしていき、その経験を積みながら、また、その適性を見ながら、先ほど申し上げました将来的な係長、課長、管理監督職へ向けての核となる職員として育てていきたいというふうなものでございます。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） であれば、加えての例えばにはなるんですが、支所で分けられている地域づくり係、住民係、産業建設係などの分野ごとでの区切り、こういった部分での異動やキャリア形成というのを明確な形での計画や言葉になっている部分はあるんでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 明確な区分わけはございませんけれども、支所で業務する者につきましては、かなり幅広くやっていただく必要があるものでございます。その中で、支所でないと経験できない部分もございます。本庁は本庁でまた、ある程度専門的な狭まったところでしてもらう部分もございます。そういうふうなことも含めて、いろんな経験をしながら、支所、本庁に限らず、最終的にはその職員に合った職場、職員配置をしていくというものでございます。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） どうしても全然違う分野にいくと一から勉強、これが年齢高く、そういう状態になるとなかなかしんどいものがあるんじゃないかという心配や、専門性の部分の心配があって、今の質問をいたしました。次の質問にまいります。現在、北広島町として求めている人材や技能は何かということをお聞きいたします。実際のところ、職員採用試験のほう見ると、既に締め切っているもので、ちょうど今週ですかね、第1次試験日があるようなものを見させていただいたり、また、どういう計画があるのかなというふうに見たときに、北広島町として求めている人材や技能は何かというのが、少々分かりにくいなと思った部分がありまして、ここをお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 職員採用につきましては、専門職部分、例えば消防職でありますとか保健師、保育士につきましては、限定した採用を行って、専門職として採用いたしますけれども、一般事務職につきましては、特にそこら辺の能力の専門性を求めているものではございません。求める人材、技能というご質問でございますけれども、これも基本方針に掲げておりますけれども、事務の遂行能力は当然でございますけれども、地域から信頼される職員、挑戦、変革、意欲の高い職員、専門性が高く、柔軟な対応ができる職員、これらを求め、育成をしていくということでございます。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） であれば、この採用条件の中に職務経験のある人を対象とした事務職、年齢でいうと、令和3年4月1日で30から35歳の年齢対象のものがあったりします。この部分でいきますと、中途採用になるのかなと思うんですが、その部分も同じような条件や像を求めているかどうかをお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

- 総務課長（畑田正法） 職務経験枠につきましては、少し視点が違いまして、求めるものにつきましては、民間職務経験による違った視点での発想や、それを生かした行政運営の環境づくりを求めて、特に即戦力という形で採用枠を作ったものでございます。もう1点としまして、一番最初にご質問のありました職員の年齢による偏りがあるということでございますので、ある程度高年齢30歳代のところの採用も含めて、職員の年齢の平準化も図りたいというふうな狙いも一つはございます。
- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 中途は即戦力で、かつ、先ほどの年齢の部分はとても納得いたしました。足りてない年代ということで、求める人材像としては、やはりそういった部分なのかなと思います。どうしても、ただ、求めている人材というのが簡単に来るわけではないので、そこに対して、こういった技能は要るのかどうか、そういった部分を求めるのは難しいとは思いますが、求めている、即戦力の中途でいきますと、求めている技能はどのようなものがございませうか。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 特定の技能、能力を求めているものではございませんけれども、先ほど申しましたように、民間経験があれば、行政とはまた違った発想もあろうかと思えます。そういうふうな発想、あるいは民間で培った技能も当然あろうかと思えますので、特定した、求めて採用試験を行っているわけではございませんけれども、そういう方を採用したいというふうな思いは持っております。
- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 求めている技能という部分でお聞きしたのが、今回の決特の調書でいきますと、127ページ、128ページ等には、建設課の部分ですね。人材育成をという部分がありました。なかなか業務を遂行するのになかなか難しいと。これは審議の中でもそういった質疑があったと思います。そういった部分でいうと、明確にこういった技能が欲しいというのを採用試験、受験案内等に記載することは可能かどうか、そういったことをされるかどうかをお聞きいたします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 特定の技能の例として、土木というふうなことがございましたけれども、土木職であったり電気であったり、その他の職につきましては、大きな自治体では、これに限定した採用は行っておりますけれども、小規模の自治体につきましては、専門職を雇用しても、その専門としてずっと活用していく、業務に当たっていただくということが難しゅうございませうので、そういうふうな専門職の採用ということではなくて、採用した後いろんな経験をしていただきながら、また、土木系でいえば、土木の経験を踏み、また違う場所で経験を踏み、また、土木に帰ってというふうな人材の数と質の育成を図っていくというふうなことでございませう。
- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） どうしても特定の技能という部分なんですけれども、そういう方がいれば経費の削減につながるのではないかと。実質、土木に限らず、先ほどの電気、今で言うところDXチーム、インターネットに関する部分ですね。そういった部分で、それぞれ得意分野のある方が集まって話をしているものもあつたりするとは思いますが、経費削減のための行革、第3次のものがあつたと思います。そういった部分でいうと、経費削減するために、そういった方を求

めるというのは、すごく自然な流れなのかなと思って、技能の部分をお聞きいたしました。改めて、そこを聞くんですけども、追加の部分でいきますと、そういった特定の技能をもっと活用できればいいのかなと思うと、そういう人材を持つ団体、学校であったりとか、そういった集団でいうと、人事関係のものでいくと、そういった企業もたくさんあると思うんですけども、そういったところへの働きかけをして、特定の技能持つ方を採用して、例えば、最初5年間そこで働いてもらって、経費削減のスキルや方法をその課で伝えた後、ほかの課に異動する。そういった部分も考えられるかとは思いますが。そういった働きかけも含めてやっていくかどうか、できないかどうかをお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 専門職の採用、育成につきましては、先ほど申し上げましたように、小規模な自治体におきましては、扱う各件数も非常に少のうございます。昨今非常に技術革新、いろんな高度化もしておりますので、それに対応していくためには、かなりの経験と数をこなさないとこなしていけないと思っております。そういう意味で、この北広島町で専任の職員を採用して、育てていくということについては限界があると思っております。専門的な部分につきましては、行革大綱にもありますように、業務委託、外部への委託でそこら辺は賄っていくと。できるだけ内部でこなしていくというのは当然ですけども、現状では、そういうふうな対応しかないというふうには思っております。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 以前の一般質問では、平成30年の6月議会、この中で、経費削減の取組として職員のスキルアップを図り、内部完結型の事務により委託、経費削減などに取り組みますというような説明がありました。そういう部分でいくと、今の説明でいうと、そういった部分は、専門職、技術職というのは難しいから、どんどん委託していくんですというような方向にも聞こえたんですが、この点をお聞きしてよろしいですか。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 先ほど申し上げましたように、当然に職員のスキルを上げ、専門性を高め、できるものはやっていくというものは当然で、それにおいて、できるだけ内部完結型をやりたいというのは当然でございます。それによって、経費削減は行っていくものでございますけども、すべてにおいて内部完結というものは無理でございます。先ほども土木に関しても、DXに関しても専門知識をすべて兼ね備えて、すべてをやるというものは不可能でございますので、そういう意味で、そういうものにつきましては外部へ委託するというふうなことでございます。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） どうしても具体的な例を出さないと、なかなか分かりにくいところになってまいりましたので、私自身は、スキルを高めていくことは必要だと思うし、その中で、専門職でなくても同じような理想を持って、やっていくというのにも必要なかなと思いました。どうしても人員配置のバランスだったり、キャリア形成、そういった部分の観点からいくと、実際のところ、いろんな仕事をするというふうになってくると、例えば、多大な業務量を仕切れない、いきなり仕事が変わって、多大な業務を覚えること、これが仕切れない、なかなか厳しい、仕事がしんどいというようなこともあるかなと思うと、やはりある程度分野を決めて、その中のスキルアップも必要かなと。それを明確な形にすることによって、その人自身のキャリア

形成、その後10年、20年働く中で、こういうふうにスキルを上げていこうというモチベーションやイメージもできてくるのかなと思います。今人員をどんどん削減しろという中で、こういった人を採用するのはどうかというような質問にもなるんですけども、私は単純に削減しろというわけでもなく、人件費が全体的に効率的に使われているのであればいいという思いでいくと、必要な人材をどんどん採っていくべきかなとも思いました。なので、今の特定の技能という部分は、これ以上の部分の質問はしないんです。次の質問にまいります。国との人事交流、これを考えているかどうかをお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 国との人事交流をこれまで行ったことはございません。数年に一度、国家公務員の初任者を受け入れての研修は行ってますけども、事実的な交流はございません。しかしながら、そういうふうな交流で現実性があり、効果がありというものがあればということで、常に研究なり情報は収集しているところではございます。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 実際のところ、数々の課題が北広島町にはあります。なかなか手を付けられてない部分もありますので、そういった部分で明確な課題を示して、そういった分野における人事交流ができるかどうかかなと思った部分です。実際のところ、調べましたら、国から地方公共団体への出向者数というのが、市町村での枠組みでいうと、令和元年で643人とありました。どこどこにどういう役職で行ったというのも、全部は書いてはあるんですけども、それを町村の単位で見ると、考えるほどにはなってきました。見れば、ここはこういう課題があるなという分かる部分もありましたので、課題を明確化にする上で、こういった人事交流を進めていっていただきたいという思いがあります。これは行革のほうでいきますと、41番の実施項目です。人事交流の推進ということで、国、県、民間企業などにおける中長期的な派遣研修に取り組む。取り組むのが具体的内容で、目標効果なので、既に実施していると。県への出向もありますので、実施していると思うんですが、国または民間企業、もしくはこれに加えて、学生のインターンの受け入れ、こういった部分、追加で言うと、民間や学生インターンの受け入れ、こういった部分を考えているかどうかを改めてお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 人事交流のこれまでの範囲でございますけども、確かに国はございません。県とは随時相互派遣という形で派遣交流はしているところでございます。また、その他の団体、公的団体とも交流、派遣をしているところでございます。民間派遣、交流につきましては、なかなか実現できてない部分がございます。研修という形で、民間企業へ研修に行くということはございますけども、長期にわたって派遣ということは、まだ行ってはおりません。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 学生のインターンはどうでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 学生のインターンにつきましては、大学のほうでもこういうふうな取組を進めているというふうなところがございます。その中で、いろんな学校との話をさせていただいて、数的には多くはございませんけども、短期の受け入れ、あるいは中長期的な受け入れの交流といたしますか、実績はございます。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

- 13番（伊藤淳） インターンのほうは、ちょっと私も知りませんでした。どれぐらい数があるのかなというのが分かれば、お聞きしたいです。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 数的にはそんなに多くはございません。年度的にも二、三年度ぐらいだったろうと思いますので、その間に1人、2人というふうな状況でございます。
- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 分かりました。この点は、ちょっと通告の外なので、やめておきます。次の部分です。県に派遣している職員は、今後どのような部署に配置していく予定か、お聞きいたします。先ほどの特定技能というわけではございませんが、出向している中で、そこで培ったスキル、もっと言うと、人脈、そういったものをすぐに生かせるように、関係部署へ人員配置していくのかどうかというのをお聞きします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 県へ派遣した職員の配属でございますけども、本人が経験してきた業務、あるいは希望、または本町の組織の状況、いろいろございますが、できるだけ県で学んだ経験を生かすことができるよう配属は考えております。また、派遣中に得た知識、経験、あるいは先ほどおっしゃられました人的なネットワーク、これは、どこの部署に行っても生かせるものだと思っております。
- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 先ほど言いました、その方が働く環境をよくしていくという部分でいくと、希望もとる必要があるとは思いますが、違う分野のところに行きたいという希望もあるかもしれませんが、人脈を生かしやすい、人的ネットワークを生かしやすいのは同じ分野かと思われます。その点はどうか。他の課に異動する可能性もあるようにお聞きしたんですけども。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 人的ネットワークにつきましては、うちも異動はございますけども、県も異動がございますので、そこら辺は、いろんな部署にまたがってネットワークは図れると思っております。また、県で行います業務につきましては、県内の各市町との関係もございまして、県内各市町との関係性も構築できるということでございます。
- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） この点ちょっと、いろいろ思うところはあるんですが、生かし切るといって、なかなか厳しい言葉ではありますが、働きやすい環境も含めて、人材を効率的に思う部分で、その点を今後も注視していきたいと思っております。次の質問にまいります。コロナ禍による都市部から地方への人の移動が現在起きています。先ほどの職務経験ということで、技能等もあつたんですが、そういった人の移動が起きている中で、じゃあうちに移住してきてください、こういったプランもあります。また、あなたがそのような技能を持っているのであれば、町職員への採用も考えたいですというような、そういった移動、今のコロナ禍における移動に対する採用、そういった部分を考えているかどうかお聞きいたします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 特に、コロナ禍によって、採用の状況を変えるというようなことはございません。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 採用案内のほうは8月の30日、14日締切りで、今からというのは難しいとは思いますが、有能な方がいろいろ移動されているようにもお聞きしていますので、もったいないという思いの一言です。今後できればそういった動きをしていただきたいと思います。今の部分でいろいろ言いましたが、新卒採用や中途採用、事務職や技術職があり、さらには、そこに思いもよらない早期退職や環境の変化、そういったのを鑑みた上で、人員配置として、私のほうが言った分野ごとでコースや異動を考えられないか、さらには資格とかも考えられないかというのをやると、とても複雑な観点での人員配置になるのはよく分かった上でなんですけど、これを質問しているのは、やはり北広島町を支えてくれるのは職員なのです。なので、とても重要な問題だと思って、そういった方々が働きやすいようにという思いがあります。私は、その中で働いてないので、私の勝手な思いかもしれませんが、自身のキャリア形成がイメージできればできるほど働きやすい環境になるのではないかと思います。次の質問です。平成30年の9月議会の一般質問で、全体的なスキルアップを図って専門性を高めていくという答弁がありました。先ほどの部分でいうと、ちょっとここ、履き違いが私のほうであるかもしれません。ただ、この全体的なスキルアップという部分でいきますと、実際に今回の決算の附属資料、調書ですね、主要施策に関する調書、とても分かりやすいものになりました。ご尽力は感謝いたしますし、本当に分かりやすく私も勉強しやすかったです。勉強というのは、言葉が不的確かもしれませんが、とても参考になりました。そういった全体的なスキルアップを図っている中で、職員が専門的な資格など取得する計画、ロードマップのようなものはできたかどうか、こちらをお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 計画としてはありませんが、資格に限らず、どの部署におきましても業務遂行能力として、業務に関する知識は必要でございます。また、部署によっては必要な資格もあります。そのために職員は必要な法令、制度等学び、業務にあたり、必要な資格取得も行っているところでございます。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） そういった部分を考えてくれという中で、計画はないというのでいうと、やっぱり考えていただきたいという話にはなります。これを言いましたのは、実際のところ、次の質問にもなります。資格ではないですが、今後、業務の改善をしていく中でということになります。平成30年12月議会でお聞きいたしましたRPAやOCR技術、いわゆる業務自動化技術と言えれば分かりやすいかもしれません。似たような単純作業を機械のほうがやってくれる、もしくは、パソコンが全部出力をしてくれるといった技術です。これ2年前にお聞きいたしまして、この2年で各自自治体への導入が進んでいます。さらに進んでいます。このRPAの研究は進んだかどうかをお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 現在、本庁職員をメンバーとするDXチームを作っております。様々な場面でのデジタル技術の活用について研究を進めているところであります。その中で、庁舎内の業務改善、あるいは町民の利便性の向上を目的として、ご指摘のありましたRPAについても研究を行っておりますけども、RPAに限らず、いろんなツールがございますので、そこら辺も含めて業務改善等を今、進めているところでございます。

- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 進んでいるという部分で、とてもいいなと思います。実際そういった業務を時々拝見すると、大変だなと思うのと併せて、これを何とかうまくできないかなと思う部分がありましたので、さらに研究を進めていただきたいと思います。導入の可能性は、今あるという事で確認してもよろしいですか。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） RPAの導入につきましては、ある程度スケールメリットが必要であります。大きな自治体では、この導入によってメリットが出ているところもございますけども、小規模自治体では、なかなか大きなメリットは出にくいものかなと思ってます。普通のエクセルであるとか、そういうソフトを使いながらでもできる部分はかなりございますので、そこら辺も見極めながら、費用対効果も含めてその導入については考えていきたいと思ってますし、また、広域的な取組も、これは、しているところもありますので、そこら辺の広域というふうなところも含めて考えてみたいと思っております。
- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） そうですね、広域的な取組もあります。日頃出てくる資料見ると、時々文字の間違い等があると、もう少しシステムを組めたら、うまくこれができるんじゃないかなと思う部分があります。現在、数字で出されているもの等でいきますと、DXチームのほうでもその辺検討されてるんだろうし、システムを作っていくのかなとも思うんですけども、先ほどの専門的な部分、資格等お聞きすると、なかなかあやふやな部分があるなとは思ってます。進めるときは進めていかなきゃいけない。そういったところでいくと、なかなか満遍なく業務をやっていた中で、でも、ここはどうしても専門性が要る、それは、どうしても専門性高いものは委託をする。ただ、内部でも考えますという、なかなか私はどこまで勉強すればいいんだろう、できるようになればいいんだろう、人材育成計画、人員配置、この辺はより難しくなるのではないかなと思います。そういうのは、やはり職員の方もどこまでやっていけばいいのか、ここまで勉強したけども、全然違うところに行かされたらなという思いとか、その逆もあると思います。苦手なんでやらなきゃいけないとか、そういった部分の、やはりやりとりをしつつ、キャリア形成をする中で、より環境をよりよくできるのではないかなという思いがあります。総括してではあるんですが、そういったキャリア形成を分かりやすく明示すること、これは人員育成にはすごく大事なことだとは思っていますので、その点を改めてお聞きいたします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 職員が担っている業務につきましては、かなり幅広いものがございます。特に、小規模自治体におきましては、いろんな分野を経験しておきませんと、対住民、お話が、相談があったときには即時対応ができません。聞いても分かりませんというふうなことがあってはいけませんので、できるだけいろんな経験をする、多岐の業務を経験して、いろんな知識を備えていくというのが申し上げたところでございます。その中で、いろんな部署にまゐりますけども、そこそこで、その関係業務の専門性を高める、勉強する、それは当然のことです。ですので、どこまですればいいかということではなくて、そここの部署で、できる限りのことの勉強し、能力を高めるといってこであります。それは変わった新しい部署でも当然で、そこでできる限りの勉強し、能力を高め、住民のニーズに応える能力を備えるということでございます。そこそこで得た知識につきましては、部署が変わったら、もうチャラになるというもの

ではなくて、それは財産として生きていくものでございますので、そういう経験をしながら、いろんな部署を経験し、経験を積んで管理監督職になり、町民の負託に応えるような自治体をつくっていくというふうなことが流れだと思っております。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） はい、当然至極そのとおりではあるんですけども、なかなかキャリア形成としての明示が可能かどうか、そういった部分をお聞きしたかったんですけども、それのお答えがちょっとないように思われたんですが、そこそこでやっていく、計画はあるんですか、そこそこでやっていくということになると、ないとやっぱりキャリア形成は難しいのかな、どのように働けばいいのかという明確なイメージがあったほうが働きやすいとも思うんです。改めてそういった、このようなキャリア形成がありますというような明示、皆さんいろいろされてきた中で、その方はどのような職歴があったかという、それぞれ明示できるとは思いますが、今はない課でもあるし、新しくできる課、DXというように新しいものもあると思います。明示ができるものはしていくのがいいのかなと思ったんですが、明示ができるかどうかを改めてお聞きしたいです。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） キャリア形成、職員の育成、経歴、管理監督までの道筋につきましては、申し上げたとおりだと思いますけども、どういうふうなものをイメージされておっしゃっているのか、ちょっと分かりにくいところもございますので、こういうふうなものでないかというふうなものも示してお聞きしていただければ、お答えしやすいと思っております。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 分かりました。私の準備不足もありました。では、今後また準備して聞けるときに聞いていきたいと思っております。以上で、質問終わります。

○議長（濱田芳晴） これで、伊藤議員の質問を終わります。暫時休憩をさせていただきます。2時35分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 22分 休憩

午後 2時 35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） 再開します。次に、9番、亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 9番、亀岡純一です。先に通告しております大綱2点についてお伺いいたします。1点目は、町が目指す教育行政は、ということであります。最初に、少し大きいことを話しますが、国家百年の計は教育にありという言葉、皆さんもお聞きしたことがあると思いますが、そのぐらい教育というのは大切なものでもあり、また言い方を変えると、それが成就するのに時間がかかるということでもないかと思うんですけども、この教育、我が国の教育行政は、国、都道府県、市町村がそれぞれに役割を分担して協力する体制で実施されています。

北広島町における教育行政の担い手として、教育長を中心とする教育委員会が果たす役割というのは、とても重要だと思います。戦後日本の教育は、昭和22年に制定された教育基本法の下で、教育が国民の教育水準を向上させ、豊かな経済社会を支えてきました。時代の変化に対応するため、平成18年、これは、第一次安倍内閣のときでありましたけども、平成18年に改正された新しい教育基本法で、それまでの普遍的な理念を継承しつつ、日本人が持っていた規範意識を大切にして、それらを醸成してきた伝統と文化の尊重、道徳心、自立心、公共の精神など、教育の目標として、今日特に重要と考えられる事柄が定められました。この法律で、教育行政について定められた条項には、地方公共団体は、途中省略しますが、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとあります。そして、これを根拠として、北広島町教育大綱が策定されているということでもあります。こうした背景を確認した上で、北広島町が目指す教育行政とはどのようなものかということに質問しながら、その目指す方向性について共有していきたいと思えます。その際、我が町の実情の一つとして、児童生徒の数の推移ということも大きな要素に挙げられると思えますので、これを初めに確認しておきます。お配りしてある資料をご覧ください。お手元にお配りしてある表は、小学校児童数の推移、それから中学校生徒数の推移、平成12年から令和2年の各小学校、中学校における児童生徒の数を表にしたものであります。これは学校教育課から出していただいたんですが、その以前、この表の中には13年間のものですが、さらに遡って、平成9年から平成19年までの同じような数字を表にしたものが、実は過去に出されておまして、それは後で出てきますけども、平成20年のときの答申に出された、その中の資料の中にありましたので、それを加えて小学校児童数の推移というものをこの表にしてみました。この表を見ていただくと、平成9年のときの、これは小学校だけでありまして、小学校の児童数が1335人、合併する前でありまして、旧4町のすべての小学校の児童を足した数であります。そして、ちなみに合併した平成17年のときは、これが1082人となって、現在令和2年では、810人まで減少しているというグラフであります。これを率にしますと、平成9年から令和2年までの23年間で、マイナス39.3%、約4割近くの児童の数が減っているということが言えます。これを念頭に置いた上で、質問に移ります。さて、それでは最初の質問です。平成20年の3月に北広島町義務教育振興プラン策定検討委員会が、義務教育振興計画に係る短期的・中期的な基本的事項について答申をされました。また、今年2月の同委員会による答申に基づいて、第2次北広島町義務教育振興基本計画の策定がされたようではありますが、この義務教育振興プランを見直した理由について、その背景を含めてお伺いします。

○議長（濱田芳晴） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 平成20年3月に北広島町義務教育振興プランを策定してから10年が経過し、この間、平成29年に学習指導要領が改正され、本町では、平成27年に北広島町教育大綱を、平成29年に第2次北広島町長期総合計画を策定しました。それに加えて、児童生徒を取り巻く社会情勢は、生活スタイルの多様性、情報化への対応、施設整備、通学上の課題など大きく変化をし、より現状を踏まえた本町義務教育の目標と、達成に向けた基本的な方向性を定めるため、第2次北広島町義務教育振興計画を定めたものでございます。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今答弁いただいたように、前の答申から10年が経って、教育や社会状況の

変化が生じてきた。今回の答申の中にも概ね10年間を計画期間とすると。そして、社会状況の変化に応じて、あるいは教育の状況の変化に応じて計画の見直しをすることがありますから、そういう流れの中で見直しをされたということだろうと思います。この第2次義務教育振興基本計画で目指すものについて、お尋ねしたいと思います。出された基本計画の中見れば、その中に義務教育の理念であるとか目標であるとかいう項目があるんですけども、その内容を含めて、この北広島町における義務教育振興基本計画の目標とするところを明確、明瞭にお示しいただければと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（濱田芳晴） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 第2次北広島町義務教育振興基本計画では、豊かな人間性と文化を育み、一人ひとりがともに輝く義務教育の実現を基本理念とし、5つの目標、安心・安全な教育環境の確保。ふるさとを愛し、誇りを持つ心を育てる。健康でたくましい児童を育成する。心豊かな児童生徒を育成する。確かな学力を育成することを目標としております。体・徳・知で、北広島町の子どもを育み、学校と行政と地域が一体となり、北広島町の学びの場を支えてまいります。以上です。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今、簡潔明瞭にお話をさせていただきましたけども、答弁の中にありました体・徳・知というふうに言われました。ここに出てきた内容の順番というのも恐らく意味があって、こういうふうに掲げられてあるんだらうというふうに思うわけですが、最初に掲げられた5つの目標についても、一番最初に、安全・安心な教育環境、これを持ってこられて、次に、ふるさとを愛し、誇りを持つという、こういう部分。それから健康、そして心豊かに、最後が確かな学力を育成するという、こういう順番になっておりますが、これについて、何か所見がありましたら、お願いします。

○議長（濱田芳晴） 教育長。

○教育長（池田庄策） それでは、順番のことを聞いていただきましたので、順番の説明をさせていただきます。先にご説明いただきましたように、教育基本法あるいは教育界では、一般的には、知・徳・体という言い方が普通であります。私もずっとそう思っております、しかしながら、数年前から学力テストが始まるようになりまして、異常に教科学力の成績を市町ごとに並べたり、都道府県ごとに並べたり、ちょっと間違いではないかなというふうに思うようになりました。決して、体も知も徳も、徳も知も体も、私は並列だと思っております。あえて知・徳・体と言わずに、もう少し考えながら、まず元気な体、豊かな心というところを整えて、しっかり勉強しようという意味で、あえて知・徳・体というものを体・徳・知に変えてはおりますが、並列というのは、変わりはありません。以上です。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 並列であるというふうにお聞きしましたが、そういったところも思いが籠もっていることだというふうには受け止めます。次の質問でありますけども、この北広島町の実情に合わせたところの中の特徴的なものとして、ふるさとを知り、ふるさとを愛し、将来ふるさとに住みたい、ふるさとに帰りたいと思える子どもの育成を目的として、北広島ふるさと夢プロジェクトという事業がありますけども、これの具体的な実施状況と、その成果についてお伺いします。また、その課題をどのように捉えているかということについてもお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 北広島ふるさと夢プロジェクト事業、こちらにつきましては、平成27年度から本格的に実施をしております。小学校につきましては、全小学校5年生対象の町内民泊、そして6年生では、夢プロロケットの講演会を行っており、また、各学校では、学校独自の事業を実施をしております。中学校につきましては、芸北中学校は芸北茅プロジェクト、大朝中学校は、テングシデの保全、千代田中学校はJOBトライアル、豊平中学校は豊平そば打ちクラブを実施して、キャリア教育として中心に実施をしております。このふるさと夢プロジェクト事業では、地域の方との触れ合いを通してふるさと北広島町のよさを実感し、将来、北広島町に住みたい、北広島町のために貢献したいと思える子どもの育成を図ることを目的としております。この事業の成果といたしまして、ふるさとへの思いについては、小学校6年生の夢プロ事業の実施後のアンケート、こちらで、将来北広島町に住みたいと思うという項目につきまして、肯定的な回答が74%となっております。また、地元高校への進学率、こちらにつきましては、平成26年度卒業では54.7%だったものが、令和元年度の卒業では63.4%というふうに増加をしております、事業の成果が出てきているところでございます。一方、課題というところでございますけど、事前の打合せ、それからアンケートの作成、こういったところでの学校現場での負担が考えられます。今後、学校と保護者や地域の皆さんが連携し、地域とともに学校づくりを進めていくコミュニティスクール、こちらを全町で進め、地域の皆さんの支援を得て、取り組む活動を広げていきたいというふうに思っております。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今の最後のほうの答弁のところでありますけども、コミュニティスクールとの関係というのももうちょっとお願いできますか。

○議長（濱田芳晴） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） コミュニティスクールにつきましては、学校の運営につきまして、地域の皆さんと進めていくというところでございます。それと、もう一つは、地域学校協働活動というのがありまして、これは、そこにある組織になるんですが、学校を地域で支えていこうというものです。例えばコミュニティスクールは、PTAの中に、女性会でありますとか、それから地域にありますスポーツクラブでありますとか、そういったものが代表が学校の運営についてを協議するところなんですけど、そこに地域学校協働本部、要するに、例えば、豊平で言いますと、そば保存会でありますとか、そういった各種団体、地域の団体が連携をしながら、その学校の運営を協力しながら進めていくというところでございます。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） この事業は、小学校5年生が、主と言いますか、対象で行われるということですかね。

○議長（濱田芳晴） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 小学校につきましては、全学校で取り組む事業としまして、5年生の民泊、それから6年生は、夢プロロケットの講演会というふうに、町内でのすべての学校を通してという事業は、2学年になります。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 相当コミュニティスクールの話を含めて、地域との連携を、関係を強めていくという、ふるさと郷土愛というものにつながっていくんだらうと思うんですけども、先ほど

の義務教育の理念のところに戻るんですが、ふるさとを愛し、誇りを持つ心を育てるということ、これを課題のところでもありましたけれども、実際にやろうとすると、なかなか手間がかかると思いますか、手がかかるというか、大変なところをやっていると思うんですけども、ただ、こうやってしっかりと目標に据えて、このふるさとにまた愛着を持って、これから先、将来に向けて、このふるさとを築き上げていく子どもたちを育てていこうという、そういう心意気を感じるわけであります。先に挙げていただいた5つの目標の中の、ふるさとを愛し、誇りを持つ心を育てるという、この項目を一つ取り上げて、この辺についてのもう少し学校教育、義務教育の中での、特に北広島町で重きを置いている点について、もし述べていただくことができたら、お願いします。

○議長（濱田芳晴） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 今の夢プロ事業に関わってということでございますけど、やはりこれは、子どもから大人までがすべてだと思えます。やはり北広島町が好きになるためには、すべての人が生き生きと、楽しく生活できることが重要だと思っています。その中で、やはり子どもたちが北広島町が好きになるということは、様々な経験をするということが非常に必要になってくると思えます。それは、もちろん家庭だけではなく地域で支え合っていく、それから地域とのつながりが必要であるというふうに思っています。また、それぞれの地域では、様々な取組を行っておられます。そこをしっかりと子どもたちが関わって、その地域にある良さというものを知って、北広島町にある財産をしっかりと知っていただくということが、やはりふるさとに愛着を持つというところで必要ではないかというふうに思っています。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） もう一つ、今のことで、できれば教育長の思いをお聞き願えればと思えますが。

○議長（濱田芳晴） 教育長。

○教育長（池田庄策） ふるさとを愛し、誇りを持つ心を育てるということではありますが、学校と地域の関係が、私は、一時期非常に希薄になった時期があるというふうに思っています。そういうものもしっかり取り戻すには、やはり子どもたちを中心に、学校の教職員と地域の皆さんが一緒になって子どもを育てるということが大事だと思っております。これまで各学校でやっていただいております、例えば学校名で言いますと、壬生小学校で言えば、子ども田楽というのがあります。新庄小学校にも同じような活動もあります。すべての学校にございます。そういうものも一時期若干地域と学校の関係が薄れた部分もありましたから、やはりこれをしっかり取り戻して、子どもたちがふるさとが好きになって、これをやってよかったというふうな教育活動を行いたいと思って今始めておりますが、まだ100%ではありません。それともう一つ、先ほど課長が答弁申し上げましたが、小学校の低学年のうち、ふるさとが好きという子どもは非常にたくさんいます。これが、だんだん年齢が進むにつれて少なくなってまいります。この辺りの課題をどういうふうに克服していくかが、今後の課題だというふうに思っております。以上です。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） そういった過去の歴史もありますし、実際にやってみると、現状はなかなか課題ということもあるということではありますが、思いは、そういう思いを持ってやっておられるということはよく分かりました。次の質問であります、北広島町の将来を担う子どもたち

が北広島町に残ることに対して、具体的な支援を何か行っているのでしょうか。これについてお尋ねします。例えば、町内の高校を卒業して、町内で就職する者への支援として、自動車運転免許証取得に対して助成をするだとか、そういうような北広島町の学校を出て、北広島町に就職するということに対して、一つの特典というわけではないですけども、支援がないものかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 先ほどの夢プロ事業の成果ということもあると思います。毎年地元の高校を卒業しまして、北広島町内の事業所に就職する、この生徒を対象としまして、お祝いの会を開催しております。これは、共に町に暮らし、町の次代を担う若者を祝い、励ますことを目的としています。北広島町に残る若者たちは町の貴重な宝です。町内就職者への支援は、これに加えて何かできれば、考えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今現在あるのはお祝いの会であると、悪くはないですが、それは食べておしまいということになってしまっただけでは、あまりにもどうかなというところもありますし、今考えておられるということでもありますから、先ほどのような具体的に、ほかにはない、あつすごいじゃないかというような思えるようなことがやっていただけると、またいいんじゃないかなというふうに思います。よろしくをお願いします。次の質問です。ふるさと北広島を愛する子どもが、北広島町の教職員となって、ふるさとの教育を支えていくということは、次の世代の担い手となる有望な人材を育成していくということにつながります。そういう重要なことでありますから、北広島町に在住する教職員を増やすための制度、例えば医療従事者育成奨学金とか、保育士育成制度といった制度が、我が町にはできておりますけども、このような制度が教職員育成奨学金制度というような形でできたらいいなと思うんですけども、これを創設する考えはありませんでしょうか。ちなみに、医療従事者育成奨学金、それから保育士の育成奨学制度、この制度について、今年の広報きたひろしま5月号に募集要項が出ております。こういう地元に対して、地元の未来につながる制度ということは、非常に大切だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 北広島町の子どもが本町の教員を志し、本町の教員になることは、本町にとりましても大変喜ばしいこととございます。実情として、町内出身の教職員の割合は下がっているのが現状です。新しい制度設計につきましては、研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） ぜひ、研究に終わらず、具体的な形でやっていただきたいと思っております。現にこうやって、医療の面でも保育の面でもできておるわけでありまして、これはあっても全然おかしくないと思っておりますし、将来の教育の分野でしっかりと作り上げていくということにつながると思っておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思っております。ちょっと気になったのが、町内の職員の町内在住者というお話が出ましたけども、これは傾向的に過去から比べて減ってきているという、その傾向があるわけでしょうか。ちょっとそこを。

○議長（濱田芳晴） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） はい、下がってきております。

- 議長（濱田芳晴） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 数字として、何か具体的な数字があれば、通告してませんので、あれば結構ですが。
- 議長（濱田芳晴） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 今年の数値は48.3%で、持っておるんですけども、経過については、今持っておりませんので、また。
- 議長（濱田芳晴） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） やっぱり地元を愛する子どもたちが今度次の世代を教育していくという、そういう教育者になっていけば、さらにまた、深いところで郷土愛なり、また、子どもたちの担い手育成といいますか、人格を育てていく上で、より強力になっていくんじゃないかなというような気がします。その辺のところ、先ほどの話に戻りますけども、この制度については、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。最後に、改めて、今後町が目指す教育行政の方向性というものを、もう一度明確にして共有できたらと思いますので、所見をお伺いいたします。
- 議長（濱田芳晴） 教育長。
- 教育長（池田庄策） 先ほどは、義務教育振興基本計画、また教育大綱について、町としての方針の説明をさせていただきましたけれども、体・徳・知を基本に子どもたちが元気であること、そして、まず教育は、命を尊重することを基本に、子どもたちを皆で支える北広島町の教育行政をこれからも目指してまいりたいというふうに思っております。以上です。
- 議長（濱田芳晴） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 非常に明確で分かりやすい答弁をいただきました。やっぱり何をさておき、元気であることということは、すべての基本であろうと私も思います。この質問に対して、町の立場で、町長の所見がありましたら、お願いします。
- 議長（濱田芳晴） 町長。
- 町長（箕野博司） 学校教育につきましては、教育長の話がずっとありましたので、そのとおりであります。私としては、学校教育でしっかりと児童生徒を支えていくことに加えて、子どもから大人まで、生涯学習というような思いで、生涯にわたって様々な学びを通して、健康で心豊かな生活を送ることができる北広島町であってほしいと思っております。地域に愛着を持って、一人一人が住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思える北広島町となるよう取り組んでまいりたいと思っております。
- 議長（濱田芳晴） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 町長からは、さらに健康でという上に、心豊かなという言葉が出てまいりましたが、この辺のところも大事なことであろうというふうに私も思います。続きまして、大綱2点目、ラジオ放送受信障害解消への取り組みについて質問します。昨年12月の定例会で、町内のラジオ放送受信障害解消に向けた取組について、一般質問をさせていただきました。この件について、その後の取組状況と現状はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。
- 議長（濱田芳晴） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） ラジオ放送受信障害の取組ということで、危機管理課のほうからお答えいたします。昨年12月からの動きですが、受信障害解消に向けた取組ですが、12月3

日付けNHK広島放送局長宛てにNHKラジオ受信障害解消等について、要望書をまず提出をいたしました。それから12月12日、NHK広島放送局から職員が来庁されて、受信障害状況のヒアリングを受けております。それから、NHK広島放送局の調査が、本年6月に北広島町全域を調査をされております。そして、本年の8月19日に調査結果の報告を受けております。その調査結果としましては、一部において聞こえにくい地域はあるものの難聴地域とはならない。特に、夜は遠距離からの電波が飛んでくることから、混信しやすくなっており、NHK第1では、通常は広島市から飛んできますが、大阪局の周波数に合わせることで聞こえる可能性がある。また、パソコンやスマートフォンなどのネットラジオを活用してほしい。なお、一部受信障害などの調査結果は、東京のNHK技術部へ報告済みであるという回答でございました。今のところはこういう取組、それから回答の状況でございます。以上です。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 昨年の12月の一般質問の後から、要望書を提出していただき、ヒアリングを受けられて、それから町内全域の調査、そして報告をと、こういう流れでやっていただいたということであり、その結果が難聴地域ではないという結論だというふうに今答弁されましたが、これはどういうふうに受け止めればよろしいのでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 一部は聞こえにくい場所もありますがという点、それから夜間では、やはり混信するので聞こえにくいということではありますが、電波が来ていないわけではないということだと思います。また、日中については、聞こえにくい場所は少ないよということだと思っております。以上です。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） この質問のそもそもの発端が、現在の時代の流れからすれば、これまでずっと使ってきたAM・FMのこの周波数に合わせてラジオを聞くという聞き方よりも、スマホを使ったり、あるいはパソコンを使ったりして、デジタルでラジオを聞くことができる、そういう時代になっているわけですから、それはそれとしてクリアな音声聞けるわけでありませうけども、この質問の一番最初に、その発端は、災害があったときに、もしもその停電が長引いた場合、昨年実際に北海道であったような長期的な停電があった場合に、充電ができないだとか、あるいは当然テレビもパソコンも使えないというようなときに、やっぱり頼りになるのがラジオではないかと。そうしたときに災害に対して、そのとき、その地域での情報を入手する方法としてのラジオ放送を、良好な電波環境を確保しておくということが重要ではないかという、そういう思いでの質問でありますので、ここのところを酌んでいただけたらなと思うんですけども、今後の計画等について、町としてのお考えがあればお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 議員がおっしゃられましたように、2019年の台風15号や19号で被害の大きかった、これは千葉県でございますが、多くの方が、ラジオがあつてよかったと言われており、誰もが想定しなかった大規模な停電で、テレビが見られないが電池1つで聞けるラジオの強みが再確認をされております。こうしたことから、最後の情報入手方法というのがラジオであるということは明確だと思っております。町としましては、情報発信の技術革新を見極めながら、ラジオの有効性と、またその他の方法、こちらでも情報が有効に届くように研究します。また、今後もラジオ受信障害解消について、放送事業者に対して要望を検討し

てまいります。以上です。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 引き続き検討していただくということですので、ここに希望を持っていきたいと思います。しっかりと取り組まれることを希望して、私の質問を終わります。

○議長（濱田芳晴） これで、亀岡議員の質問を終わります。以上で、本日の日程は全部終了しました。 これをもって会議を閉じます。なお、次の本会議は9月25日、議案の審議、採決となっていますので、よろしく申し上げます。本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 17分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~